

市 会 議 案

令和4年11月定例会（令和4年11月18日提出）

名 古 屋 市

目 次

令和4年第115号議案	名古屋市公告式条例の一部改正について……………	1頁
令和4年第116号議案	名古屋市情報あんしん条例の一部改正について……………	5頁
令和4年第117号議案	職員の給与に関する条例の一部改正について……………	23頁
令和4年第118号議案	名古屋市プール条例の一部改正について……………	85頁
令和4年第119号議案	名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について……	89頁
令和4年第120号議案	名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部改正について……………	93頁
令和4年第127号議案	契約の締結について……………	97頁
令和4年第128号議案	契約の締結について……………	99頁
令和4年第129号議案	契約の一部変更について……………	101頁
令和4年第130号議案	財産の出資について……………	103頁
令和4年第131号議案	指定管理者の指定について……………	105頁
令和4年第132号議案	指定管理者の指定について……………	107頁
令和4年第133号議案	指定管理者の指定について……………	109頁
令和4年第134号議案	指定管理者の指定について……………	111頁
令和4年第135号議案	指定管理者の指定について……………	113頁
令和4年第136号議案	指定管理者の指定について……………	115頁
令和4年第137号議案	指定管理者の指定について……………	117頁
令和4年第138号議案	指定管理者の指定について……………	119頁
令和4年第139号議案	指定管理者の指定について……………	121頁
令和4年第140号議案	指定管理者の指定について……………	123頁
令和4年第141号議案	指定管理者の指定について……………	125頁
令和4年第142号議案	指定管理者の指定について……………	127頁
令和4年第143号議案	指定管理者の指定について……………	129頁
令和4年第144号議案	指定管理者の指定について……………	131頁
令和4年第145号議案	指定管理者の指定について……………	133頁

令和4年第146号議案	指定管理者の指定について……………	135頁
令和4年第147号議案	指定管理者の指定について……………	137頁
令和4年第148号議案	指定管理者の指定について……………	139頁
令和4年第149号議案	指定管理者の指定について……………	141頁
令和4年第150号議案	指定管理者の指定について……………	143頁
令和4年第151号議案	指定管理者の指定について……………	145頁
令和4年第152号議案	指定管理者の指定について……………	147頁
令和4年第153号議案	指定管理者の指定について……………	149頁
令和4年第154号議案	指定管理者の指定について……………	151頁
令和4年第155号議案	指定管理者の指定について……………	153頁
令和4年第156号議案	指定管理者の指定について……………	155頁
令和4年第157号議案	指定管理者の指定について……………	157頁
令和4年第158号議案	指定管理者の指定について……………	159頁
令和4年第159号議案	公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について……………	161頁
令和4年第160号議案	公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標の変更につ いて……………	165頁
令和4年第161号議案	当せん金付証票の発売について……………	169頁
令和4年第162号議案	事業変更に対する同意について……………	171頁

令和 4年第 115 号議案

名古屋市公告式条例の一部改正について

名古屋市公告式条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市公告式条例の一部を改正する条例

名古屋市公告式条例（昭和25年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「地方自治法」の次に「（昭和22年法律第67号）」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第 2条第 2項中「及び区役所」を削る。

第 3条の見出しを「（規則の公布）」に改め、同条中「前条」を「前条第 2 項」に改め、同条に第 1項として次の 1項を加える。

規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5年 1月 1日から施行する。

(名古屋市財政事情の公表に関する条例の一部改正)

2 名古屋市財政事情の公表に関する条例（昭和39年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び区役所」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、公布に係る事務手続の効率化を図る等の必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市公告式条例 (抜すい)

(この条例の趣旨)

第 1条 地方自治法^(昭和22年法律第67号)第16条の規定に^{基づく}~~基~~公告式は、
この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2条 (第 1項 略)

条例の公布は、市役所~~及び区役所~~の掲示場に掲示して行う。

(規則^{の公布}
に関する準用)

第 3条 規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名
を記入しなければならない。

前条^{第 2項}の規定は、規則にこれを準用する。

2 名古屋市財政事情の公表に関する条例 (抜すい)

(公表)

第 2条 (略)

2 前項の公表は、市役所~~及び区役所~~の掲示場に掲示して^{行う}~~行なう~~。

令和 4年第 116 号議案

名古屋市情報あんしん条例の一部改正について

名古屋市情報あんしん条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市情報あんしん条例の一部を改正する条例

名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

目次中「受託業者等」を「受託者等」に、
「第 3節 物理的情報保護対策（
第 4節 技術的情報保護対策（
第16条）
第17条—第24条）」を「第 3節及び第 4節 削除」に改める。

第 1条中「高度情報通信社会」を「デジタル社会」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 2条第 7号中「電子計算機」を「電子計算機等」に改め、同条第 8号を次のように改める。

(8) 外部サービス 実施機関以外の者が、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第 103号）第 2条第 4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を用いて提供するサービスその他の情報システムの

一部又は全部の機能を提供するものをいう。

第4条第3項中「前2項」を「第1項」に改め、「及び個人情報の保護」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第2項の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。以下同じ。）の定めるところによる。

第5条第4項中「電子計算機」を「電子計算機等」に改める。

第10条の見出しを削り、同条第1項中「この条例及び」を削り、同条第2項中「及び第35条」を削る。

「第3節 受託業者等の責務」を「第3節 受託者等の責務」に改める。

第11条及び第12条を次のように改める。

（受託者等の責務）

第11条 次の各号に掲げる者（以下「受託者等」という。）は、当該各号に定める業務を行う場合は、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 実施機関から市の保有する情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- (2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）市の公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- (3) 市との間の合意又はこれに準ずるものに基づき市と共同で事業を行う者 当該事業に係る業務
- (4) 前3号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

2 受託者等又は前項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該業務に関して知り得た市の保有する情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。

（委託等に伴う措置）

第12条 実施機関は、受託者等に前条第1項各号に定める業務を行わせるとき又は外部サービスを利用するときは、市の保有する情報の適正な保護及び管

理のために必要な措置を講じなければならない。

第12条の2中「事務の処理」を「市の保有する情報を取り扱う業務」に改める。

第12条の3中「事務の処理」を「業務」に改め、「知り得た」の次に「市の保有する」を加え、「当該事務」を「当該業務」に改める。

第13条中「かんがみ」を「鑑み、第15条及び第25条の規定によるほか、別に定めるところにより」に改める。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第3章第3節及び第4節を次のように改める。

第3節及び第4節 削除

第16条から第24条まで 削除

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第34条の見出しを「（勧告及び公表）」に改め、同条第1項中「受託業者等」を「受託者等」に、「委託上の」を「第11条第1項各号に定める業務に係る」に、「第11条第1項の事務の処理」を「同項各号に定める業務」に、「から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した」を「の保有する」に、「その旨を公表する」を「当該受託者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告する」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により勧告した場合において、当該受託者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第35条を次のように改める。

（罰則）

第35条 職員（実施機関が議長である場合にあっては、市会事務局の職員に限る。以下同じ。）若しくは職員であった者、第11条第1項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において市の保有する情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、その業務に関して知り得た市の保有する情報（地方公共団体等行政文書

(個人情報保護法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。)
又は市会行政文書(名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第
号)第26条第1項ただし書に規定する市会行政文書をいう。)に記録されて
いるものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、
又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。ただ
し、法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(理 由)

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、
規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市情報あんしん条例 (抜すい)

目次

第 1 章 (略)

第 2 章 情報の保護及び管理に係る通則

第 1 節 }
第 2 節 } (略)

第 3 節 受託者
受託業者等の責務 (第11条—第12条の 3)

第 3 章 電子情報の保護対策

第 1 節 }
第 2 節 } (略)

第 3 節 及び第 4 節 削除
物理的情報保護対策 (第16条)

第 4 節 技術的情報保護対策 (第17条—第24条)

第 5 節 (略)

第 4 章 }
第 5 章 } (略)

附則

(目的)

第 1 条 この条例は、デジタル社会
高度情報通信社会の進展に伴い、市における情報の利用
が多様化し、拡大していることに鑑み
かんがみ、市の保有する情報の保護及び管
理に関する基本的仕組みを定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を
図りつつ、市民の権利利益を保護し、もって市民の安心と信頼を確保するこ

とを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) }
(5) } (略)
(6) }

(7) ネットワーク 電子計算機^等を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。

(8) 外部サービス 実施機関以外の者が、官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定するクラウド・コンピューティング（法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）、指定管グ・サービス関連技術を用いて提供するサービスその他の情報システムの理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する一部又は全部の機能を提供するもの指定管理者をいう。以下同じ。）及び市又は地方独立行政法人と共同で事業を行う事業者をいう。

(9) (略)

(関連する制度)

第 4 条 (略)

2 (略)

3 第 1 項
前 2 項の情報公開及び個人情報の保護 に関し必要な事項は、別に条例で定める。

4 第 2 項の個人情報の保護に関しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）その他の個人情報の保護に関する法令（条例を含む。以下同じ。）の定めるところによる。

(保護管理体制)

第 5 条 (略)

2 }
3 } (略)

4 ネットワークに接続された電子計算機^等及びネットワークを利用する情報システムにおいて取り扱う電子情報に関して、総合的に保護対策を講ずるため、情報安全会議に電子情報保護部会を設置する。

5 (略)

(職員の責務)

第10条 職員は、市の保有する情報を取り扱うときは、この条例及び法令等を遵守しなければならない。

2 職員は、市の保有する情報（職務上知ることができた秘密に限る。第4項及び第35条において同じ。）を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 }
4 } (略)
5 }

第3節 受託者 受託業者等の責務

(受託者等の責務)

(事務処理の委託に伴う措置)

第11条 次の各号に掲げる者（以下「受託者等」という。）は、当該各号に定める業務を行う場合
実施機関は、受託業者等に事務の処理を委託（指定管理者に管理させること及び事業者と共同で事業を行うことを含む。以下同じ。）するときは、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 実施機関から市の保有する情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に

規定する指定管理者をいう。) 市の公の施設 (同法第 244条第 1項に規

定する公の施設をいう。) の管理の業務

(3) 市との間の合意又はこれに準ずるものに基づき市と共同で事業を行う者

当該事業に係る業務

(4) 前 3号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託 (2以上の段階にわ

たる委託を含む。) を受けた者 当該委託を受けた業務

2 受託者等又は前項各号に定める業務に従事している者若しくは従事してい
実施機関は、受託業者等に事務の処理を委託するときは、当該委託に係る
た者は、当該業務に関して知り得た市の保有する情報を正当な理由なく他人
契約書 (指定に関する協定書、請書その他これらに類するものを含む。) に、
に知らせ、又は当該業務の目的外に使用しては
次の各号に掲げる事項を規定しなければ ならない。

(1) 受託業者等又は第 1項の事務の処理に従事している者若しくは従事して

いた者が当該事務の処理に関して知り得た市から取得した情報及び委託の

趣旨に基づき市民等から取得した情報 (これらを加工したものを含み、委

託の趣旨に基づき市に提供される予定のものに限る。次条及び第34条にお

いて同じ。) を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使

用してはならない旨

(2) 受託業者等が前号の規定に違反した場合における制裁に関する事項

(3) 前 2号に規定するもののほか、規則で定めるところにより、実施機関が

定める事項

(委託等に伴う措置)

(受託業者等の責務)

第12条 実施機関は、受託者等に前条第 1項各号に定める業務を行わせるとき
受託業者等

又は外部サービスを利用するときは、市の保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託業者等又は前条第 1 項の事務の処理に従事している者若しくは従事していた者は、当該事務の処理に関して知り得た市から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使用してはならない。
(派遣労働者に対する指揮監督)

第12条の 2 実施機関は、派遣労働者を市の保有する情報を取り扱う業務事務の処理に従事させるときは、市の保有する情報を適切に取り扱うように指揮監督しなければならない。
(派遣労働者の責務)

第12条の 3 派遣労働者又は派遣労働者であった者は、前条の業務事務の処理に関して知り得た市の保有する情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務事務の目的外に使用してはならない。
(電子情報の保護対策)

第13条 市は、情報化の推進により、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためには、市の保有する電子情報の保護及び管理を適切に実施していくことが必要であることに鑑み、第15条及び第25条の規定にかんがみよるほか、別に定めるところにより、電子情報の特性に応じた人的情報保護対策、物理的情報保護対策及び技術的情報保護対策を適切に講じなければならない。

(人的情報保護対策の基本原則)

第14条 削除
実施機関は、職員が第10条に規定する責務を果たすよう、必要な指導

に努める等、人的情報保護対策を的確に実施しなければならない。

- 2 実施機関は、市の電子情報の保護に関する制度について周知徹底を図るために、職員に対して、電子情報の保護及び管理に関する研修を実施しなければならない。

第 3 節 及び 第 4 節 削除

第 3 節 物理的情報保護対策

(物理的情報保護対策の基本原則)

第16条から第24条まで 削除

第16条 実施機関は、情報管理室（主要な電子計算機又は主要

な通信機器（以下「主要電子計算機等」という。）を設置する部屋をいう。

以下同じ。）については、入退室を厳格に管理しなければならない。

- 2 実施機関は、前項に定めるもののほか、情報管理室及び主要電子計算機等に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- 3 実施機関は、主要電子計算機等に該当しない電子計算機、通信機器、通信回線、記録媒体等に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

- 4 前 3 項の措置について必要な事項は、規則で定めるところにより、実施機関が定める。

第 4 節 技術的情報保護対策

(技術的情報保護対策の基本原則)

第17条 実施機関は、情報システム及びネットワークの開発及び構築並びに保

守及び運用を行うに当たっては、取り扱う電子情報について、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう、本節に定める措置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置について必要な事項は、規則で定めるところにより、実施機関が定める。

(電子計算機の結合)

第18条 電子計算機の結合（実施機関が管理する電子情報を実施機関以外が管理する電子計算機により検索、蓄積及び加工等を行うことをいう。）を行う情報システムを開発又は導入しようとする実施機関は、情報審査委員会の審査を受けなければならない。

- 2 前項の電子計算機の結合には、地方独立行政法人と当該地方独立行政法人以外の実施機関との間において、一の実施機関が管理する電子情報を他の実施機関が管理する電子計算機により検索、蓄積及び加工等を行う場合を含むものとする。

(複数のネットワークの接続)

第19条 実施機関は、所管するネットワークを市の他のネットワークと接続しようとするときは、当該ネットワーク及び他のネットワーク並びにネットワーク上の情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

(外部接続)

第20条 実施機関は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさない場合として規則で定める場合を除き、ネットワークを外部ネットワーク等（市が所管しない外部のネットワーク及び市民が利用できる市のネットワークをいう。以下次項において同じ。）と接続してはならない。

2 実施機関は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさない場合として規則で定める場合を除き、所管する電子計算機を、外部ネットワーク等と接続してはならない。

3 前 2項の規定による接続には、地方独立行政法人と当該地方独立行政法人以外の実施機関との間において、一の実施機関が所管するネットワーク及び電子計算機を他の実施機関が所管するネットワークと接続する場合を含むものとする。

(識別認証符号)

第21条 実施機関は、取り扱う電子情報の種類に応じ、電子情報の閲覧又は利用を適切に制限するため、電子情報を利用等する者及びその権限を識別するための符号並びに本人を認証するための符号を用いるものとする。

(アクセスログの取得及び保管)

第22条 実施機関は、所管する情報システム等における電子情報の保護対策上の必要に応じて、適切にアクセスログ（情報システム等の利用における電子情報の交信を記録したものをいう。以下同じ。）を取得し、その内容を確認

するとともに、当該アクセスログを適切に保管しなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第23条 実施機関は、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等へのコンピュータウイルス（コンピュータウイルス対策基準（平成 7年通商産業省告示第 429号）に規定するコンピュータウイルスをいう。）その他の不正なソフトウェア（コンピュータ不正アクセス対策基準（平成 8年通商産業省告示第 362号）に規定するソフトウェアをいう。）の侵入及び感染を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(不正アクセス対策)

第24条 実施機関は、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第 128号）第 3条第 2項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、必要な措置を講じなければならない。

(ネットワークの切断)

第26条 削除
実施機関は、所管するネットワークに接続する市の他のネットワーク又は外部ネットワーク（市が所管しない外部のネットワークをいう。）に緊急の事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、緊急事態対応計画に基づき、速やかに、外部ネットワーク等から所管するネットワークを切断しなければならない。

勧告及び
(~~公表~~)

第34条 市長は、~~受託者~~
受託業者等がこの条例の規定又は第11条第 1項各号に定める委託上の

業務に係る義務に違反したことにより、同項各号に定める業務第11条第1項の事務の処理に関して知り得た市の保有するから取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報^情が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、当該受託者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を公表^{当該受託者等}をとるべき旨を勧告^{その旨}することができる。

2 市長は、前項の規定により勧告した場合において、当該受託者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

$\frac{3}{2}$ (略)
(罰則)

第35条 職員 (実施機関が議長である場合にあっては、市会事務局の職員に限る。以下同じ。)若しくは職員であった者、第11条第1項各号に定める業務法律第261号)第3条第3項に規定する特別職をいう。以下この条においてに従事している者若しくは従事していた者又は実施機関において市の保有する^{同じ。}の職員及び法令により設置が義務付けられている特別職の職員を除る情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者^{く。以下この条において同じ。}又は職員であった者が、第10条第2項の規が、その業務に関して知り得た市の保有する情報(地方公共団体等行政文書定に違反して正当な理由なく市の保有する情報を漏らした(個人情報保護法第60条第1項に規定する地方公共団体等行政文書をいう。))

又は市会行政文書(名古屋市個人情報保護条例(令和4年名古屋市条例第号)第26条第1項ただし書に規定する市会行政文書をいう。)に記録されているものに限る。)を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、

又は盗用したときは、1年以下の懲役又は $\frac{50万円}{3万円}$ 以下の罰金に処する。ただ

し、地方公務員法その他の法令(条例を含む。)に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(参考 2)

参 照 条 文

1 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第 103号）抜すい

(定義)

第 2条 (略)

2 }
3 } (略)

4 この法律において「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

(公の施設)

第 244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 }
3 } (略)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244条の 2 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244条の 4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 }
5 } (略)
11 }

3 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）抜すい 新旧対照（
改正後
改正前）

（定義）

第60条 この章及び第 8章において「保有個人情報」とは、行政機関等の職員

（独立行政法人等^{及び地方独立行政法人}）にあつては、その役員を含む。以下
この章及び第 8章において同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報
であつて、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政
機関等が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する
情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この章において「行政
機関情報公開法」という。）第 2条第 2項に規定する行政文書をいう。）^又

^は法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年
法律第 140号。以下この章において「独立行政法人等情報公開法」という。）
第 2条第 2項に規定する法人文書（同項第 4号に掲げるものを含む。）をい
う。）^{又は地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政}

法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であつ
て、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が組織的に用いる
ものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有している
もの（行政機関情報公開法第 2条第 2項各号に掲げるものに相当するものと
して政令で定めるものを除く。）をいう。）

（以下この章において「行政文
書等」という。）に記録されているものに限る。

2 }
3 }
4 } (略)
5 }

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第12項ただし書中「259,400円」を「262,400円」に改める。

第20条の2第3項中「支給する時期ごとの割合は、100分の95」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」に、「100分の115」を「6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の125」に、「100分の100」を「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同条第4項中「支給する時期ごとの割合は、100分の45」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」に、「100分の55」を「6月に支給する場合においては100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」に改める。

附則第14項中「対する前項」を「対する同項」に、「259,400 円」を「262,400 円」に、「176,700 円」を「179,600 円」に改める。

附則別表第3を次のように改める。

附則別表第3 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	139,500	153,400	207,000	230,000
2	140,400	154,800	208,300	231,100
3	141,300	156,200	209,600	232,200
4	142,200	157,600	210,900	233,300
5	143,100	159,000	212,200	234,300
6	144,000	160,400	213,600	235,400
7	144,900	161,800	215,000	236,500
8	145,800	163,200	216,400	237,600
9	146,700	164,600	217,700	238,600
10	147,600	166,000	219,500	239,700
11	148,500	167,400	221,300	240,800
12	149,400	168,800	223,000	241,900
13	150,300	170,200	224,700	242,900
14	151,300	171,600	225,800	244,000
15	152,300	173,000	226,900	245,100
16	153,200	174,400	228,000	246,200
17	154,100	175,800	229,100	247,200
18	155,200	177,200	230,200	248,300
19	156,300	178,600	231,300	249,400
20	157,400	180,000	232,400	250,500
21	158,500	181,400	233,500	251,500
22	159,600	182,800	234,600	252,600
23	160,700	184,200	235,700	253,700
24	161,800	185,600	236,700	254,800
25	162,900	187,000	237,700	255,800
26	164,300	188,200	238,800	257,000
27	165,600	189,400	239,900	258,200
28	166,900	190,500	240,900	259,300
29	168,200	191,600	241,900	260,400
30	169,600	193,000	243,000	261,500
31	171,000	194,400	244,100	262,600
32	172,300	195,800	245,100	263,600
33	173,600	197,200	246,100	264,600
34	175,100	198,400	247,200	265,600
35	176,600	199,500	248,300	266,600
36	178,100	200,600	249,300	267,600
37	179,600	201,700	250,300	268,500
38	181,000	202,800	251,400	269,500
39	182,400	203,900	252,500	270,500
40	183,800	204,900	253,500	271,500

41	185,200	205,900	254,500	272,400
42	186,600	207,000	255,600	273,400
43	188,000	208,000	256,700	274,400
44	189,400	209,000	257,700	275,300
45	190,700	210,000	258,700	276,200
46	192,100	211,000	259,800	277,200
47	193,500	212,000	260,800	278,200
48	194,800	213,000	261,800	279,100
49	196,100	213,900	262,800	280,000
50	197,300	214,900	263,900	281,000
51	198,400	215,900	264,900	282,000
52	199,500	216,800	265,900	282,900
53	200,600	217,700	266,900	283,800
54	201,700	218,700	267,900	284,700
55	202,800	219,600	268,900	285,600
56	203,800	220,500	269,900	286,500
57	204,800	221,400	270,900	287,300
58	205,800	222,400	271,900	288,200
59	206,800	223,300	272,900	289,100
60	207,800	224,200	273,900	290,000
61	208,800	225,100	274,900	290,800
62	209,700	226,100	275,900	291,700
63	210,500	227,000	276,900	292,600
64	211,300	227,900	277,800	293,400
65	212,100	228,800	278,700	294,200
66	212,700	229,700	279,500	295,100
67	213,300	230,600	280,300	296,000
68	213,900	231,500	281,100	296,800
69	214,400	232,400	281,800	297,600
70	214,900	233,300	282,600	298,300
71	215,300	234,200	283,400	299,000
72	215,700	235,100	284,100	299,700
73	216,100	236,000	284,800	300,400
74	216,600	236,900	285,600	301,100
75	217,000	237,800	286,300	301,800
76	217,400	238,700	287,000	302,500
77	217,800	239,600	287,700	303,200
78	218,300	240,500	288,200	303,900
79	218,700	241,400	288,700	304,600
80	219,100	242,300	289,200	305,300
81	219,500	243,100	289,600	306,000
82	220,000	244,000	290,100	306,700
83	220,400	244,800	290,600	307,400
84	220,800	245,600	291,100	308,000

85	221,200	246,400	291,500	308,600
86	221,700	247,200	292,000	309,200
87	222,100	248,000	292,500	309,800
88	222,500	248,800	293,000	310,400
89	222,900	249,600	293,400	310,900
90	223,400	250,400	293,900	311,400
91	223,800	251,100	294,400	311,800
92	224,200	251,800	294,800	312,200
93	224,600	252,500	295,200	312,600
94	225,100	253,000	295,700	313,000
95	225,500	253,400	296,200	313,400
96	225,900	253,800	296,600	313,800
97	226,300	254,200	297,000	314,200
98	226,800	254,700	297,500	314,500
99	227,200	255,100	298,000	314,800
100	227,600	255,500	298,400	315,100
101	228,000	255,900	298,800	315,400
102	228,500	256,300	299,200	315,700
103	228,900	256,700	299,600	316,000
104	229,300	257,100	299,900	316,300
105	229,700	257,500	300,200	316,500
106	230,100	257,800	300,600	316,800
107	230,500	258,100	301,000	317,100
108	230,900	258,400	301,300	317,400
109	231,300	258,600	301,600	317,600
110	231,700	258,900	302,000	317,900
111	232,100	259,200	302,300	318,200
112	232,500	259,500	302,600	318,500
113	232,900	259,700	302,900	318,700
114	233,300	260,000	303,200	319,000
115	233,700	260,300	303,500	319,300
116	234,100	260,600	303,700	319,500
117	234,500	260,800	303,900	319,700
118	234,900	261,100	304,200	320,000
119	235,300	261,400	304,500	320,300
120	235,700	261,700	304,700	320,500
121	236,000	261,900	304,900	320,700
122		262,200	305,200	
123		262,500	305,500	
124		262,800	305,700	
125		263,000	305,900	
126		263,300	306,200	
127		263,600	306,500	
128		263,900	306,700	

129		264,100	306,900	
130		264,400	307,200	
131		264,700	307,500	
132		264,900	307,700	
133		265,100	307,900	
134		265,400		
135		265,700		
136		265,900		
137		266,100		
138		266,400		
139		266,700		
140		266,900		
141		267,100		
142		267,400		
143		267,700		
144		267,900		
145		268,100		
146		268,400		
147		268,700		
148		268,900		
149		269,100		
150		269,400		
151		269,700		
152		269,900		
153		270,100		
154		270,400		
155		270,700		
156		270,900		
157		271,100		
158		271,400		
159		271,700		
160		271,900		
161		272,100		

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	145,400	160,400	216,100	230,400	245,000	272,100 (310,500)	324,500 (370,000)	394,300	413,500
2	146,500	161,600	217,700	231,800	247,000	274,200 (313,000)	327,300 (372,800)	397,500	417,100
3	147,600	162,800	219,300	233,200	249,000	276,300 (315,400)	330,100 (375,600)	400,700	420,700
4	148,600	163,900	220,800	234,600	250,900	278,300 (317,800)	332,900 (378,400)	403,900	424,200
5	149,600	165,000	222,300	236,000	252,800	280,300 (320,200)	335,600 (381,100)	407,000	427,700
6	150,700	166,600	223,900	238,000	254,900	282,500 (322,700)	338,300 (383,600)	410,100	431,400
7	151,800	168,200	225,500	240,000	256,900	284,700 (325,200)	341,000 (386,100)	413,200	435,100
8	152,900	169,800	227,000	241,900	258,900	286,800 (327,600)	343,700 (388,600)	416,300	438,800
9	153,900	171,400	228,500	243,800	260,900	288,900 (330,000)	346,300 (391,000)	419,400	442,500
10	155,000	174,100	230,400	245,800	263,000	291,200 (332,400)	348,700 (393,500)	422,400	446,200
11	156,100	176,800	232,300	247,800	265,100	293,400 (334,800)	351,100 (396,000)	425,400	449,800
12	157,200	179,500	234,200	249,700	267,200	295,600 (337,100)	353,500 (398,400)	428,400	453,400
13	158,200	182,200	236,100	251,600	269,200	297,800 (339,400)	355,900 (400,800)	431,300	457,000
14	159,500	183,800	238,000	253,700	271,300	300,100 (341,800)	358,200 (402,900)	434,200	460,500
15	160,800	185,400	239,900	255,800	273,400	302,400 (344,100)	360,500 (405,000)	437,100	464,000
16	162,000	187,000	241,800	257,800	275,500	304,700 (346,400)	362,800 (407,100)	440,000	467,500
17	163,200	188,600	243,700	259,800	277,500	306,900 (348,700)	365,000 (409,100)	442,800	470,900
18	165,000	190,200	245,600	262,000	279,600	309,300 (351,000)	367,200 (410,500)	445,700	474,200
19	166,800	191,800	247,500	264,100	281,700	311,700 (353,300)	369,400 (411,900)	448,500	477,500
20	168,600	193,300	249,400	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,600 (413,300)	451,300	480,700
21	170,400	194,800	251,300	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,800 (414,600)	454,100	483,900
22	173,400	196,400	253,200	270,500	288,100	318,800 (360,100)	376,000 (416,000)	456,700	487,000
23	176,300	198,000	255,100	272,600	290,200	321,200 (362,300)	378,100 (417,400)	459,300	490,100
24	179,200	199,500	257,000	274,700	292,300	323,600 (364,500)	380,200 (418,800)	461,900	493,200
25	182,100	201,000	258,900	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,300 (420,100)	464,500	496,200
26	183,700	202,600	260,800	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,400 (421,300)	466,400	499,300
27	185,300	204,200	262,700	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,400 (422,500)	468,300	502,400
28	186,800	205,700	264,600	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,400 (423,700)	470,200	505,400
29	188,300	207,200	266,500	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,400 (424,900)	472,100	508,400
30	189,200	208,800	268,400	287,500	305,100	335,700 (377,800)	392,100 (426,000)	474,000	511,500
31	190,100	210,400	270,300	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,800 (427,100)	475,900	514,500
32	191,000	211,900	272,200	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	477,700	517,500
33	191,900	213,400	274,100	293,800	311,500	341,400 (384,200)	397,000 (429,100)	479,500	520,500
34	192,800	215,000	276,000	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,400 (430,000)	481,000	523,500
35	193,700	216,600	277,900	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,800 (430,900)	482,500	526,500
36	194,600	218,100	279,800	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,200 (431,800)	484,000	529,500
37	195,500	219,600	281,700	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500 (432,700)	485,400	532,400
38	196,400	221,200	283,600	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,700 (433,400)	486,800	535,200
39	197,300	222,800	285,500	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,900 (434,100)	488,200	537,900
40	198,200	224,300	287,400	308,800	327,100	354,700 (393,200)	406,100 (434,800)	489,500	540,600

41	199,100	225,800	289,200	310,800	329,200	356,500 (394,100)	407,300 (435,400)	490,800	543,300
42	200,000	227,400	291,100	312,700	331,300	358,300 (394,800)	408,100 (436,100)	492,100	546,000
43	200,900	229,000	293,000	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,900 (436,800)	493,300	548,700
44	201,800	230,500	294,900	316,500	335,300	361,700 (396,200)	409,600 (437,400)	494,500	551,400
45	202,700	232,000	296,700	318,300	337,300	363,400 (396,900)	410,300 (438,000)	495,700	554,000
46	203,600	233,600	298,600	320,200	339,200	365,200 (397,600)	411,000 (438,700)	496,800	556,700
47	204,500	235,200	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	411,700 (439,400)	497,900	559,300
48	205,400	236,700	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	412,300 (440,000)	499,000	561,900
49	206,300	238,200	304,000	325,600	344,600	370,300 (399,700)	412,900 (440,600)	500,100	564,500
50	207,200	239,800	305,900	327,500	346,400	371,600 (400,400)	413,600 (441,300)	501,200	567,100
51	208,100	241,400	307,700	329,300	348,200	372,900 (401,100)	414,200 (442,000)	502,300	569,700
52	209,000	242,900	309,500	331,100	350,000	374,100 (401,800)	414,800 (442,600)	503,300	572,300
53	209,900	244,400	311,300	332,900	351,700	375,300 (402,500)	415,400 (443,200)	504,300	574,900
54	210,800	246,000	313,100	334,400	352,900	376,400 (403,200)	416,100 (443,900)	505,400	577,500
55	211,700	247,600	314,800	335,800	354,100	377,500 (403,800)	416,700 (444,600)	506,400	580,100
56	212,600	249,100	316,500	337,200	355,300	378,500 (404,400)	417,300 (445,200)	507,400	582,700
57	213,500	250,600	318,200	338,600	356,400	379,500 (405,000)	417,900 (445,800)	508,400	585,200
58	214,400	252,200	319,700	339,700	357,300	380,200 (405,700)	418,600 (446,500)	509,500	587,800
59	215,300	253,800	321,200	340,800	358,200	380,900 (406,300)	419,200 (447,200)	510,500	590,400
60	216,200	255,300	322,600	341,800	359,100	381,600 (406,900)	419,800 (447,800)	511,500	593,000
61	217,000	256,800	324,000	342,800	360,000	382,300 (407,500)	420,400 (448,400)	512,500	595,500
62	217,800	258,400	325,400	343,800	360,900	383,000 (408,200)	421,100 (449,100)		
63	218,600	259,900	326,800	344,800	361,800	383,600 (408,800)	421,700 (449,800)		
64	219,400	261,400	328,200	345,800	362,700	384,200 (409,400)	422,300 (450,400)		
65	220,200	262,900	329,600	346,800	363,500	384,800 (410,000)	422,900 (451,000)		
66	221,000	263,900	330,900	347,500	364,200	385,500 (410,700)	423,600 (451,700)		
67	221,800	264,900	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	424,200 (452,400)		
68	222,600	265,900	333,500	348,700	365,600	386,700 (411,900)	424,800 (453,000)		
69	223,400	266,800	334,700	349,300	366,300	387,300 (412,500)	425,400 (453,600)		
70	224,200	267,800	335,800	349,900	367,000	388,000 (413,200)	426,100 (454,300)		
71	225,000	268,800	336,900	350,500	367,700	388,600 (413,800)	426,700 (455,000)		
72	225,800	269,800	338,000	351,100	368,300	389,200 (414,400)	427,300 (455,600)		
73	226,500	270,700	339,000	351,700	368,900	389,800 (415,000)	427,900 (456,200)		
74	227,300	271,600	339,700	352,300	369,600	390,500 (415,600)	428,600 (456,900)		
75	228,100	272,500	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	429,200 (457,600)		
76	228,900	273,400	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	429,800 (458,200)		
77	229,600	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	430,400 (458,800)		
78	230,400	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	431,100 (459,500)		
79	231,200	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	431,700 (460,200)		
80	232,000	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	432,300 (460,800)		
81	232,700	277,600	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	432,900 (461,400)		
82	233,300	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	433,600		
83	233,900	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	434,200		
84	234,400	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	434,800		

85	234,900	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)	435,400
86	235,400	281,800	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)	436,100
87	235,900	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)	436,700
88	236,300	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)	437,300
89	236,700	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)	437,900
90	237,200	284,800	349,600	361,900	380,000	400,500	438,600
91	237,600	285,500	350,200	362,500	380,700	401,100	439,200
92	238,000	286,200	350,800	363,100	381,300	401,700	439,800
93	238,400	286,800	351,400	363,700	381,900	402,300	440,400
94	238,900	287,500	352,000	364,300	382,600	403,000	441,100
95	239,300	288,200	352,600	364,900	383,300	403,600	441,700
96	239,700	288,900	353,100	365,500	383,900	404,200	442,300
97	240,100	289,500	353,600	366,000	384,500	404,800	442,900
98		290,200	354,200	366,600	385,200	405,500	
99		290,900	354,800	367,200	385,900	406,100	
100		291,500	355,300	367,800	386,500	406,700	
101		292,100	355,800	368,300	387,100	407,300	
102		292,600	356,400	368,900	387,800	407,900	
103		293,100	356,900	369,500	388,500	408,500	
104		293,600	357,400	370,000	389,100	409,100	
105		294,000	357,900	370,500	389,700	409,700	
106		294,400	358,400	371,100	390,400	410,300	
107		294,800	358,900	371,700	391,100	410,900	
108		295,200	359,400	372,200	391,700	411,500	
109		295,600	359,900	372,700	392,300	412,100	
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700	
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300	
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900	
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400	
114		297,600	362,400	375,500	395,500		
115		298,000	362,900	376,100	396,100		
116		298,400	363,400	376,600	396,700		
117		298,800	363,900	377,100	397,300		
118		299,200	364,400	377,700	398,000		
119		299,600	364,900	378,300	398,600		
120		300,000	365,400	378,800	399,200		
121		300,300	365,900	379,300	399,800		
122		300,700		379,900	400,500		
123		301,100		380,500	401,100		
124		301,500		381,000	401,700		
125		301,800		381,500	402,300		
126		302,200		382,100	403,000		
127		302,600		382,700	403,600		
128		303,000		383,200	404,200		

129	303,300	383,700	404,800				
130	303,700	384,300	405,400				
131	304,100	384,900	406,000				
132	304,400	385,400	406,600				
133	304,700	385,900	407,200				
134	305,100	386,500					
135	305,500	387,100					
136	305,800	387,600					
137	306,100	388,100					
138	306,500	388,700					
139	306,800	389,300					
140	307,100	389,800					
141	307,400	390,300					
142	307,800	390,900					
143	308,100	391,500					
144	308,400	392,000					
145	308,700	392,500					
146		393,100					
147		393,700					
148		394,200					
149		394,700					
150		395,300					
151		395,900					
152		396,400					
153		396,900					
154		397,500					
155		398,100					
156		398,600					
157		399,100					

備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

別表第2 消防職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	158,200	171,400	216,100	230,400	245,000	272,100 (310,500)	324,500 (370,000)	394,900
2	159,500	174,100	217,700	231,800	247,000	274,200 (313,000)	327,300 (372,800)	398,100
3	160,800	176,800	219,300	233,200	249,000	276,300 (315,400)	330,100 (375,600)	401,300
4	162,000	179,500	220,800	234,600	250,900	278,300 (317,800)	332,900 (378,400)	404,500
5	163,200	182,200	222,300	236,000	252,800	280,300 (320,200)	335,600 (381,100)	407,600
6	165,000	183,800	223,900	238,000	254,900	282,500 (322,700)	338,300 (383,600)	410,600
7	166,800	185,400	225,500	240,000	256,900	284,700 (325,200)	341,000 (386,100)	413,600
8	168,600	187,000	227,000	241,900	258,900	286,800 (327,600)	343,700 (388,600)	416,500
9	170,400	188,600	228,500	243,800	260,900	288,900 (330,000)	346,300 (391,000)	419,400
10	173,400	190,200	230,400	245,800	263,000	291,200 (332,400)	348,700 (393,500)	422,200
11	176,300	191,800	232,300	247,800	265,100	293,400 (334,800)	351,100 (396,000)	424,900
12	179,200	193,300	234,200	249,700	267,200	295,600 (337,100)	353,500 (398,400)	427,600
13	182,100	194,800	236,100	251,600	269,200	297,800 (339,400)	355,900 (400,800)	430,300
14	183,700	196,400	238,000	253,700	271,300	300,100 (341,800)	358,200 (402,900)	433,000
15	185,300	198,000	239,900	255,800	273,400	302,400 (344,100)	360,500 (405,000)	435,700
16	186,800	199,500	241,800	257,800	275,500	304,700 (346,400)	362,800 (407,100)	438,300
17	188,300	201,000	243,700	259,800	277,500	306,900 (348,700)	365,000 (409,100)	440,900
18	189,200	202,600	245,600	262,000	279,600	309,300 (351,000)	367,200 (410,500)	443,200
19	190,100	204,200	247,500	264,100	281,700	311,700 (353,300)	369,400 (411,900)	445,500
20	191,000	205,700	249,400	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,600 (413,300)	447,700
21	191,900	207,200	251,300	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,800 (414,600)	449,900
22	192,800	208,800	253,200	270,500	288,100	318,800 (360,100)	376,000 (416,000)	451,900
23	193,700	210,400	255,100	272,600	290,200	321,200 (362,300)	378,100 (417,400)	453,900
24	194,600	211,900	257,000	274,700	292,300	323,600 (364,500)	380,200 (418,800)	455,800
25	195,500	213,400	258,900	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,300 (420,100)	457,700
26	196,400	215,000	260,800	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,400 (421,300)	459,400
27	197,300	216,600	262,700	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,400 (422,500)	461,100
28	198,200	218,100	264,600	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,400 (423,700)	462,800
29	199,100	219,600	266,500	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,400 (424,900)	464,500
30	200,000	221,200	268,400	287,500	305,100	335,700 (377,800)	392,100 (426,000)	466,000
31	200,900	222,800	270,300	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,800 (427,100)	467,500
32	201,800	224,300	272,200	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,400 (428,100)	469,000
33	202,700	225,800	274,100	293,800	311,500	341,400 (384,200)	397,000 (429,100)	470,500
34	203,600	227,400	276,000	296,000	313,800	343,300 (385,800)	398,400 (430,000)	472,000
35	204,500	229,000	277,900	298,200	316,100	345,200 (387,400)	399,800 (430,900)	473,500
36	205,400	230,500	279,800	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,200 (431,800)	475,000
37	206,300	232,000	281,700	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500 (432,700)	476,400
38	207,200	233,600	283,600	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,700 (433,400)	477,800
39	208,100	235,200	285,500	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,900 (434,100)	479,200
40	209,000	236,700	287,400	308,800	327,100	354,700 (393,200)	406,100 (434,800)	480,600

41	209,900	238,200	289,200	310,800	329,200	356,500 (394,100)	407,300 (435,400)	481,900
42	210,800	239,800	291,100	312,700	331,300	358,300 (394,800)	408,100 (436,100)	483,000
43	211,700	241,400	293,000	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,900 (436,800)	484,000
44	212,600	242,900	294,900	316,500	335,300	361,700 (396,200)	409,600 (437,400)	485,000
45	213,500	244,400	296,700	318,300	337,300	363,400 (396,900)	410,300 (438,000)	486,000
46	214,400	246,000	298,600	320,200	339,200	365,200 (397,600)	411,000 (438,700)	487,000
47	215,300	247,600	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	411,700 (439,400)	488,000
48	216,200	249,100	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	412,300 (440,000)	489,000
49	217,000	250,600	304,000	325,600	344,600	370,300 (399,700)	412,900 (440,600)	489,900
50	217,800	252,200	305,900	327,500	346,400	371,600 (400,400)	413,600 (441,300)	490,900
51	218,600	253,800	307,700	329,300	348,200	372,900 (401,100)	414,200 (442,000)	491,800
52	219,400	255,300	309,500	331,100	350,000	374,100 (401,800)	414,800 (442,600)	492,700
53	220,200	256,800	311,300	332,900	351,700	375,300 (402,500)	415,400 (443,200)	493,600
54	221,000	258,400	313,100	334,400	352,900	376,400 (403,200)	416,100 (443,900)	
55	221,800	259,900	314,800	335,800	354,100	377,500 (403,800)	416,700 (444,600)	
56	222,600	261,400	316,500	337,200	355,300	378,500 (404,400)	417,300 (445,200)	
57	223,400	262,900	318,200	338,600	356,400	379,500 (405,000)	417,900 (445,800)	
58	224,200	263,900	319,700	339,700	357,300	380,200 (405,700)	418,600 (446,500)	
59	225,000	264,900	321,200	340,800	358,200	380,900 (406,300)	419,200 (447,200)	
60	225,800	265,900	322,600	341,800	359,100	381,600 (406,900)	419,800 (447,800)	
61	226,500	266,800	324,000	342,800	360,000	382,300 (407,500)	420,400 (448,400)	
62	227,300	267,800	325,400	343,800	360,900	383,000 (408,200)	421,100 (449,100)	
63	228,100	268,800	326,800	344,800	361,800	383,600 (408,800)	421,700 (449,800)	
64	228,900	269,800	328,200	345,800	362,700	384,200 (409,400)	422,300 (450,400)	
65	229,600	270,700	329,600	346,800	363,500	384,800 (410,000)	422,900 (451,000)	
66	230,400	271,600	330,900	347,500	364,200	385,500 (410,700)	423,600 (451,700)	
67	231,200	272,500	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	424,200 (452,400)	
68	232,000	273,400	333,500	348,700	365,600	386,700 (411,900)	424,800 (453,000)	
69	232,700	274,200	334,700	349,300	366,300	387,300 (412,500)	425,400 (453,600)	
70	233,300	275,100	335,800	349,900	367,000	388,000 (413,200)	426,100	
71	233,900	276,000	336,900	350,500	367,700	388,600 (413,800)	426,700	
72	234,400	276,800	338,000	351,100	368,300	389,200 (414,400)	427,300	
73	234,900	277,600	339,000	351,700	368,900	389,800 (415,000)	427,900	
74	235,400	278,500	339,700	352,300	369,600	390,500 (415,600)	428,600	
75	235,900	279,400	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	429,200	
76	236,300	280,200	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	429,800	
77	236,700	281,000	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	430,400	
78	237,200	281,800	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	431,100	
79	237,600	282,600	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	431,700	
80	238,000	283,400	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	432,300	
81	238,400	284,100	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	432,900	
82	238,900	284,800	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	433,600	
83	239,300	285,500	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	434,200	
84	239,700	286,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	434,800	

85	240,100	286,800	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)	435,400
86	240,600	287,500	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)	
87	241,000	288,200	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)	
88	241,400	288,900	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)	
89	241,800	289,500	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)	
90	242,300	290,200	349,600	361,900	380,000	400,500	
91	242,700	290,900	350,200	362,500	380,700	401,100	
92	243,100	291,500	350,800	363,100	381,300	401,700	
93	243,500	292,100	351,400	363,700	381,900	402,300	
94	244,000	292,600	352,000	364,300	382,600	403,000	
95	244,400	293,100	352,600	364,900	383,300	403,600	
96	244,800	293,600	353,100	365,500	383,900	404,200	
97	245,200	294,000	353,600	366,000	384,500	404,800	
98		294,400	354,200	366,600	385,200	405,500	
99		294,800	354,800	367,200	385,900	406,100	
100		295,200	355,300	367,800	386,500	406,700	
101		295,600	355,800	368,300	387,100	407,300	
102		296,000	356,400	368,900	387,800	407,900	
103		296,400	356,900	369,500	388,500	408,500	
104		296,800	357,400	370,000	389,100	409,100	
105		297,200	357,900	370,500	389,700	409,700	
106		297,600	358,400	371,100	390,400		
107		298,000	358,900	371,700	391,100		
108		298,400	359,400	372,200	391,700		
109		298,800	359,900	372,700	392,300		
110		299,200	360,400	373,300	393,000		
111		299,600	360,900	373,900	393,600		
112		300,000	361,400	374,400	394,200		
113		300,300	361,900	374,900	394,800		
114		300,700	362,400	375,500	395,500		
115		301,100	362,900	376,100	396,100		
116		301,500	363,400	376,600	396,700		
117		301,800	363,900	377,100	397,300		
118		302,200		377,700	398,000		
119		302,600		378,300	398,600		
120		303,000		378,800	399,200		
121		303,300		379,300	399,800		
122		303,700		379,900	400,500		
123		304,100		380,500	401,100		
124		304,400		381,000	401,700		
125		304,700		381,500	402,300		
126		305,100		382,100	403,000		
127		305,500		382,700	403,600		
128		305,800		383,200	404,200		

129	306,100	383,700	404,800			
130		384,300	405,400			
131		384,900	406,000			
132		385,400	406,600			
133		385,900	407,200			
134		386,500				
135		387,100				
136		387,600				
137		388,100				
138		388,700				
139		389,300				
140		389,800				
141		390,300				
142		390,900				
143		391,500				
144		392,000				
145		392,500				
146		393,100				
147		393,700				
148		394,200				
149		394,700				
150		395,300				
151		395,900				
152		396,400				
153		396,900				
154		397,500				
155		398,100				
156		398,600				
157		399,100				

- 備考 1 この表は、消防吏員に適用する。ただし、消防長、部長その他市長が指定する職員を除く。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の7級の1号給から69号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

別表第3 教育職給料表

1 削除

2 教育職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	161,600	176,200	256,400	377,600
2	163,100	177,900	258,600	380,700
3	164,600	179,600	260,800	383,800
4	166,000	181,300	262,900	386,900
5	167,400	183,000	265,000	389,900
6	169,000	184,900	267,700	393,100
7	170,600	186,800	270,400	396,300
8	172,200	188,700	273,000	399,400
9	173,800	190,500	275,600	402,500
10	175,500	192,400	278,400	405,100
11	177,200	194,300	281,200	407,700
12	178,800	196,200	283,900	410,300
13	180,400	198,000	286,600	412,800
14	182,200	200,000	289,500	414,800
15	183,900	202,000	292,300	416,800
16	185,600	204,000	295,100	418,800
17	187,300	205,900	297,900	420,700
18	189,100	208,000	300,800	422,700
19	190,900	210,100	303,700	424,700
20	192,600	212,200	306,500	426,700
21	194,300	214,300	309,300	428,600
22	196,100	216,600	312,200	430,600
23	197,900	218,800	315,100	432,600
24	199,700	221,000	318,000	434,600
25	201,400	223,200	320,800	436,500
26	203,000	225,500	323,700	438,500
27	204,500	227,700	326,500	440,500
28	206,000	229,900	329,300	442,500
29	207,500	232,100	332,100	444,400
30	209,200	234,200	334,900	446,400
31	210,900	236,200	337,700	448,400
32	212,600	238,200	340,500	450,400
33	214,200	240,200	343,300	452,300
34	216,200	242,200	346,000	453,900
35	218,100	244,200	348,700	455,500
36	220,000	246,200	351,400	457,100
37	221,900	248,200	354,000	458,700
38	224,000	250,300	356,400	459,800
39	226,000	252,400	358,700	460,900
40	228,000	254,400	361,000	461,900

41	230,000	256,400	363,300	462,900
42	232,200	258,500	365,700	463,900
43	234,300	260,600	368,000	464,800
44	236,400	262,700	370,300	465,700
45	238,500	264,700	372,600	466,600
46	240,200	266,900	374,700	467,500
47	241,900	269,100	376,800	468,400
48	243,500	271,300	378,900	469,300
49	245,100	273,500	380,900	470,200
50	246,000	276,100	382,800	471,100
51	246,800	278,600	384,700	472,000
52	247,600	281,100	386,600	472,900
53	248,400	283,600	388,400	473,800
54	250,100	286,500	390,000	474,600
55	251,800	289,300	391,600	475,400
56	253,500	292,100	393,200	476,200
57	255,100	294,900	394,700	476,900
58	256,700	297,700	396,300	477,700
59	258,300	300,400	397,900	478,500
60	259,800	303,100	399,500	479,300
61	261,300	305,800	401,000	480,000
62	263,000	308,600	402,500	480,800
63	264,700	311,400	404,000	481,600
64	266,400	314,200	405,500	482,300
65	268,000	317,000	407,000	483,000
66	269,700	319,800	408,500	483,800
67	271,400	322,600	410,000	484,600
68	273,000	325,400	411,500	485,300
69	274,600	328,100	412,900	486,000
70	276,200	330,900	414,400	486,800
71	277,800	333,700	415,900	487,600
72	279,300	336,400	417,400	488,300
73	280,800	339,100	418,800	489,000
74	282,100	342,100	420,300	489,800
75	283,400	345,000	421,800	490,500
76	284,700	347,900	423,300	491,200
77	285,900	350,800	424,700	491,900
78	287,400	353,500	426,200	
79	288,900	356,200	427,700	
80	290,400	358,900	429,200	
81	291,900	361,600	430,600	
82	293,400	364,300	432,100	
83	294,900	367,000	433,600	
84	296,400	369,700	435,100	

85	297,800	372,400	436,500
86	299,300	374,500	438,000
87	300,800	376,600	439,400
88	302,300	378,700	440,800
89	303,800	380,700	442,200
90	305,300	382,500	443,000
91	306,800	384,300	443,800
92	308,200	386,100	444,600
93	309,600	387,800	445,300
94	311,200	389,600	446,000
95	312,800	391,300	446,700
96	314,400	393,000	447,400
97	316,000	394,700	448,000
98	316,900	396,300	448,700
99	317,800	397,800	449,400
100	318,700	399,300	450,000
101	319,500	400,800	450,600
102	320,100	401,900	451,200
103	320,700	403,000	451,700
104	321,200	404,100	452,200
105	321,700	405,100	452,700
106	322,300	406,200	453,200
107	322,900	407,200	453,700
108	323,400	408,200	454,200
109	323,900	409,200	454,700
110	324,500	409,900	455,200
111	325,100	410,500	455,700
112	325,700	411,100	456,200
113	326,300	411,700	456,700
114	326,800	412,300	457,200
115	327,200	412,900	457,700
116	327,600	413,500	458,200
117	328,000	414,000	458,700
118	328,400	414,600	
119	328,700	415,200	
120	329,000	415,700	
121	329,300	416,200	
122	329,600	416,800	
123	329,900	417,400	
124	330,200	417,900	
125	330,500	418,400	
126	330,900	418,900	
127	331,300	419,400	
128	331,600	419,900	

129	331,900	420,300
130	332,300	420,800
131	332,700	421,300
132	333,100	421,800
133	333,500	422,200
134	333,900	422,700
135	334,300	423,200
136	334,600	423,700
137	334,900	424,100
138		424,600
139		425,100
140		425,600
141		426,000
142		426,500
143		427,000
144		427,500
145		427,900
146		428,400
147		428,900
148		429,400
149		429,800
150		430,300
151		430,800
152		431,300
153		431,700
154		432,200
155		432,700
156		433,200
157		433,600
158		434,100
159		434,600
160		435,100
161		435,500
162		436,000
163		436,500
164		437,000
165		437,400
166		437,900
167		438,400
168		438,900
169		439,300
170		439,800
171		440,300
172		440,800

173		441,200	
174		441,700	
175		442,200	
176		442,600	
177		443,000	

- 備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

3 教育職給料表(3)

号 給	職務の級		
	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	159,400	166,700	239,100
2	160,900	168,400	240,900
3	162,300	170,100	242,700
4	163,700	171,800	244,500
5	165,100	173,500	246,300
6	166,700	175,500	248,100
7	168,300	177,500	249,900
8	169,900	179,500	251,700
9	171,400	181,400	253,500
10	173,000	183,300	255,300
11	174,600	185,200	257,100
12	176,200	187,100	258,900
13	177,700	189,000	260,700
14	179,500	190,900	262,100
15	181,200	192,700	263,500
16	182,900	194,500	264,800
17	184,600	196,300	266,100
18	186,400	198,300	268,300
19	188,200	200,200	270,400
20	190,000	202,100	272,500
21	191,700	204,000	274,600
22	193,500	205,900	277,000
23	195,300	207,700	279,400
24	197,000	209,500	281,700
25	198,700	211,300	284,000
26	200,100	213,200	287,000
27	201,500	215,000	289,900
28	202,900	216,800	292,800
29	204,300	218,600	295,700
30	205,700	220,500	298,600
31	207,100	222,300	301,500
32	208,500	224,100	304,400
33	209,800	225,900	307,200
34	211,100	227,800	310,200
35	212,400	229,600	313,200
36	213,700	231,400	316,100
37	215,000	233,200	319,000
38	216,300	235,300	322,000
39	217,600	237,400	325,000
40	218,900	239,500	327,900

41	220,100	241,500	330,800
42	221,400	243,100	332,800
43	222,600	244,700	334,800
44	223,800	246,300	336,800
45	225,000	247,800	338,700
46	226,300	249,400	340,900
47	227,500	251,000	343,100
48	228,700	252,600	345,300
49	229,900	254,100	347,500
50	231,200	256,300	349,700
51	232,400	258,400	351,900
52	233,600	260,500	354,100
53	234,800	262,600	356,300
54	236,100	264,800	358,700
55	237,300	267,000	361,100
56	238,500	269,200	363,500
57	239,700	271,400	365,900
58	241,000	274,200	367,500
59	242,200	277,000	369,100
60	243,400	279,700	370,700
61	244,600	282,400	372,300
62	245,900	285,200	373,800
63	247,100	288,000	375,300
64	248,300	290,800	376,800
65	249,500	293,500	378,200
66	250,800	296,400	379,900
67	252,000	299,300	381,500
68	253,200	302,100	383,100
69	254,400	304,900	384,700
70	255,600	307,600	386,500
71	256,800	310,300	388,300
72	258,000	313,000	390,100
73	259,200	315,700	391,900
74	260,200	318,400	393,700
75	261,100	321,100	395,500
76	262,000	323,800	397,300
77	262,900	326,400	399,100
78	263,900	328,700	400,500
79	264,800	331,000	401,900
80	265,700	333,300	403,300
81	266,600	335,500	404,600
82	267,400	337,700	406,000
83	268,100	339,900	407,400
84	268,800	342,100	408,800

85	269,500	344,200	410,200
86	270,200	346,500	411,100
87	270,800	348,800	412,000
88	271,400	351,100	412,900
89	272,000	353,400	413,800
90	272,600	355,000	414,700
91	273,200	356,500	415,600
92	273,800	358,000	416,400
93	274,300	359,500	417,200
94	274,800	360,900	417,900
95	275,300	362,300	418,600
96	275,700	363,700	419,200
97	276,100	365,000	419,800
98	276,600	366,400	420,500
99	277,100	367,800	421,100
100	277,500	369,100	421,700
101	277,900	370,400	422,300
102	278,300	371,600	423,000
103	278,700	372,800	423,600
104	279,100	373,900	424,200
105	279,500	375,000	424,800
106	279,900	375,700	425,500
107	280,200	376,400	426,100
108	280,500	377,100	426,700
109	280,800	377,800	427,300
110	281,100	378,700	427,900
111	281,300	379,600	428,500
112	281,500	380,400	429,000
113	281,700	381,200	429,500
114		381,900	430,100
115		382,600	430,700
116		383,200	431,200
117		383,800	431,700
118		384,400	432,300
119		385,000	432,900
120		385,600	433,400
121		386,200	433,900
122		386,700	434,500
123		387,200	435,100
124		387,600	435,600
125		388,000	436,100
126		388,500	436,700
127		388,900	437,300
128		389,300	437,800

129	389,700	438,300
130	390,200	
131	390,700	
132	391,100	
133	391,500	
134	392,000	
135	392,400	
136	392,800	
137	393,200	
138	393,700	
139	394,200	
140	394,600	
141	395,000	
142	395,400	
143	395,800	
144	396,200	
145	396,600	
146	397,000	
147	397,400	
148	397,800	
149	398,200	
150	398,700	
151	399,100	
152	399,500	
153	399,900	
154	400,400	
155	400,900	
156	401,300	
157	401,700	
158	402,200	
159	402,700	
160	403,100	
161	403,500	
162	404,000	
163	404,400	
164	404,800	
165	405,200	
166	405,700	
167	406,200	
168	406,700	
169	407,200	
170	407,700	
171	408,200	
172	408,700	

173		409,200	
174		409,700	
175		410,200	
176		410,700	
177		411,200	

- 備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

4 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	特2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円
1	161,600	176,200	253,300	255,900	367,000
2	163,100	177,900	255,400	258,200	370,100
3	164,600	179,600	257,400	260,400	373,200
4	166,000	181,300	259,400	262,600	376,300
5	167,400	183,000	261,400	264,800	379,400
6	169,000	184,900	263,900	267,500	382,600
7	170,600	186,800	266,400	270,200	385,700
8	172,200	188,700	268,900	272,800	388,800
9	173,800	190,500	271,300	275,400	391,900
10	175,500	192,400	274,000	278,200	394,500
11	177,200	194,300	276,700	280,900	397,100
12	178,800	196,200	279,300	283,600	399,700
13	180,400	198,000	281,900	286,300	402,300
14	182,200	200,000	284,800	289,200	404,100
15	183,900	202,000	287,600	292,100	405,900
16	185,600	204,000	290,400	294,900	407,700
17	187,300	205,900	293,200	297,700	409,400
18	189,100	208,000	296,100	300,600	411,100
19	190,900	210,100	299,000	303,500	412,800
20	192,600	212,200	301,800	306,300	414,500
21	194,300	214,300	304,600	309,100	416,200
22	196,100	216,600	307,400	311,900	417,700
23	197,900	218,800	310,200	314,700	419,200
24	199,600	221,000	313,000	317,500	420,700
25	201,300	223,200	315,800	320,300	422,200
26	202,700	225,500	318,500	322,900	423,700
27	204,100	227,700	321,200	325,500	425,200
28	205,500	229,900	323,900	328,100	426,700
29	206,800	232,100	326,500	330,700	428,200
30	208,400	234,200	329,100	333,300	429,700
31	210,000	236,200	331,700	335,900	431,200
32	211,600	238,200	334,300	338,500	432,600
33	213,100	240,200	336,900	341,100	434,000
34	215,100	242,200	339,500	343,700	434,900
35	217,100	244,200	342,100	346,200	435,800
36	219,100	246,200	344,600	348,700	436,600
37	221,100	248,200	347,100	351,200	437,400
38	223,200	250,300	349,400	353,300	438,300
39	225,200	252,400	351,700	355,300	439,200
40	227,200	254,400	353,900	357,300	440,000

41	229,200	256,400	356,100	359,300	440,800
42	231,300	258,500	358,300	361,300	441,600
43	233,400	260,600	360,500	363,200	442,400
44	235,500	262,700	362,700	365,100	443,100
45	237,600	264,700	364,800	367,000	443,800
46	239,300	266,900	366,800	368,800	444,600
47	241,000	269,100	368,800	370,600	445,400
48	242,600	271,300	370,800	372,300	446,100
49	244,200	273,400	372,700	374,000	446,800
50	245,100	275,900	374,400	375,700	447,600
51	246,000	278,400	376,100	377,400	448,400
52	246,900	280,900	377,700	379,100	449,100
53	247,700	283,400	379,300	380,700	449,800
54	249,200	286,200	380,700	382,000	450,600
55	250,600	289,000	382,100	383,300	451,400
56	252,000	291,800	383,400	384,600	452,100
57	253,400	294,500	384,700	385,900	452,800
58	254,900	297,300	385,900	387,000	453,600
59	256,400	300,100	387,100	388,100	454,300
60	257,900	302,900	388,300	389,200	455,000
61	259,400	305,600	389,500	390,300	455,700
62	261,200	308,400	390,600	391,400	456,500
63	262,900	311,200	391,700	392,500	457,200
64	264,600	314,000	392,700	393,600	457,900
65	266,300	316,700	393,700	394,600	458,600
66	267,900	319,500	394,700	395,700	459,400
67	269,500	322,300	395,700	396,800	460,100
68	271,100	325,000	396,700	397,800	460,800
69	272,600	327,700	397,600	398,800	461,500
70	274,200	330,200	398,500	399,900	462,300
71	275,800	332,700	399,400	400,900	463,000
72	277,300	335,200	400,300	401,900	463,700
73	278,800	337,700	401,200	402,900	464,400
74	279,900	340,400	402,000	404,000	465,200
75	281,000	343,000	402,800	405,000	465,900
76	282,100	345,600	403,500	406,000	466,600
77	283,200	348,200	404,200	407,000	467,300
78	284,600	350,600	405,000	408,100	468,100
79	286,000	352,900	405,800	409,100	468,800
80	287,300	355,200	406,500	410,100	469,500
81	288,600	357,500	407,200	411,100	470,200
82	289,800	360,000	408,000	412,200	471,000
83	291,000	362,500	408,800	413,200	471,700
84	292,200	364,900	409,500	414,200	472,400

85	293,400	367,300	410,200	415,200	473,100
86	294,600	369,300	411,000	416,200	
87	295,800	371,300	411,800	417,200	
88	297,000	373,200	412,500	418,200	
89	298,200	375,100	413,200	419,100	
90	299,400	376,500	413,900	419,900	
91	300,600	377,900	414,600	420,700	
92	301,800	379,300	415,200	421,400	
93	303,000	380,700	415,800	422,100	
94	304,100	382,100	416,400	422,800	
95	305,200	383,500	417,000	423,500	
96	306,200	384,900	417,500	424,100	
97	307,200	386,200	418,000	424,700	
98	307,500	387,400	418,500	425,400	
99	307,800	388,600	419,000	426,000	
100	308,100	389,700	419,500	426,600	
101	308,400	390,800	420,000	427,200	
102	308,800	391,800	420,500	427,700	
103	309,100	392,800	421,000	428,200	
104	309,400	393,800	421,400	428,700	
105	309,700	394,700	421,800	429,100	
106	310,000	395,700	422,300	429,600	
107	310,300	396,600	422,800	430,100	
108	310,600	397,500	423,200	430,600	
109	310,900	398,400	423,600	431,000	
110	311,300	398,900	424,100	431,500	
111	311,700	399,400	424,600	432,000	
112	312,100	399,900	425,000	432,500	
113	312,400	400,400	425,400	432,900	
114	312,600	400,900	425,900	433,400	
115	312,800	401,400	426,400	433,900	
116	313,000	401,900	426,800	434,400	
117	313,200	402,400	427,200	434,800	
118		402,900	427,700	435,300	
119		403,400	428,200	435,800	
120		403,900	428,600	436,300	
121		404,400	429,000	436,700	
122		404,900	429,500	437,200	
123		405,400	430,000	437,700	
124		405,900	430,400	438,200	
125		406,400	430,800	438,600	
126		406,900	431,300	439,100	
127		407,400	431,800	439,600	
128		407,900	432,200	440,100	

129	408,400	432,600	440,500
130	408,900		
131	409,400		
132	409,900		
133	410,400		
134	410,900		
135	411,300		
136	411,700		
137	412,100		
138	412,600		
139	413,000		
140	413,400		
141	413,800		
142	414,300		
143	414,700		
144	415,100		
145	415,500		
146	415,900		
147	416,300		
148	416,700		
149	417,100		
150	417,500		
151	417,900		
152	418,300		
153	418,700		
154	419,200		
155	419,600		
156	420,000		
157	420,400		
158	420,900		
159	421,300		
160	421,700		
161	422,100		
162	422,600		
163	423,000		
164	423,400		
165	423,800		
166	424,300		
167	424,700		
168	425,100		
169	425,500		
170	426,000		
171	426,400		
172	426,800		

173		427,200			
174		427,700			
175		428,100			
176		428,500			
177		428,900			

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

別表第4 研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	177,200	179,000	237,600	290,800	302,900	321,300	414,300
2	179,000	181,100	239,900	293,200	305,600	323,800	417,900
3	180,800	183,100	242,200	295,600	308,300	326,300	421,400
4	182,600	185,100	244,400	298,000	311,000	328,800	424,900
5	184,400	187,100	246,600	300,400	313,600	331,300	428,400
6	186,300	189,200	248,900	302,900	316,300	333,800	432,200
7	188,200	191,300	251,100	305,300	319,000	336,300	435,900
8	190,100	193,400	253,300	307,700	321,700	338,800	439,600
9	191,900	195,500	255,500	310,100	324,400	341,300	443,300
10	193,900	197,800	257,800	312,600	326,900	343,800	447,000
11	195,800	200,000	260,000	315,000	329,400	346,300	450,600
12	197,700	202,200	262,200	317,400	331,800	348,800	454,200
13	199,600	204,400	264,400	319,800	334,200	351,300	457,800
14	201,600	206,900	266,600	322,000	336,600	353,800	461,300
15	203,500	209,400	268,800	324,200	338,900	356,300	464,800
16	205,400	211,900	271,000	326,400	341,200	358,800	468,300
17	207,300	214,300	273,200	328,500	343,500	361,300	471,800
18	209,300	216,300	275,400	330,400	345,700	363,800	475,100
19	211,300	218,300	277,600	332,300	347,900	366,300	478,300
20	213,200	220,300	279,700	334,100	350,100	368,800	481,500
21	215,100	222,200	281,800	335,900	352,300	371,300	484,700
22	217,000	224,200	283,900	337,600	354,400	373,900	487,800
23	218,800	226,200	286,000	339,300	356,500	376,400	490,900
24	220,600	228,200	288,100	341,000	358,600	378,900	494,000
25	222,400	230,100	290,100	342,700	360,700	381,400	497,000
26	224,200	232,100	292,200	344,400	362,700	384,100	500,100
27	226,000	234,000	294,300	346,100	364,700	386,800	503,100
28	227,800	235,900	296,400	347,800	366,600	389,400	506,100
29	229,500	237,800	298,400	349,500	368,500	392,000	509,100
30	231,100	239,800	300,400	351,200	370,400	394,700	512,100
31	232,700	241,700	302,400	352,900	372,300	397,400	515,100
32	234,300	243,600	304,400	354,600	374,200	400,000	518,100
33	235,800	245,500	306,300	356,300	376,100	402,600	521,000
34	236,900	247,100	308,300	358,000	378,000	405,300	524,000
35	238,000	248,700	310,200	359,700	379,800	408,000	527,000
36	239,000	250,200	312,100	361,400	381,600	410,700	529,900
37	240,000	251,700	314,000	363,000	383,400	413,400	532,800
38	241,100	253,300	316,000	364,600	385,000	416,100	535,400
39	242,100	254,800	317,900	366,200	386,600	418,800	538,000
40	243,100	256,300	319,800	367,800	388,200	421,500	540,600

41	244,100	267,800	321,700	369,400	389,700	424,200	543,100
42	245,200	259,400	323,600	370,900	391,300	426,800	545,700
43	246,200	260,900	325,500	372,400	392,900	429,400	548,300
44	247,200	262,400	327,400	373,900	394,500	431,900	550,900
45	248,200	263,900	329,200	375,300	396,000	434,400	553,400
46	249,300	265,500	330,900	376,600	397,400	436,900	556,000
47	250,300	267,000	332,600	377,900	398,800	439,300	558,600
48	251,300	268,500	334,300	379,200	400,100	441,700	561,200
49	252,300	270,000	335,900	380,500	401,400	444,100	563,700
50	253,400	271,500	337,600	381,800	402,700	446,200	566,300
51	254,400	273,000	339,300	383,100	403,900	448,300	568,900
52	255,400	274,500	340,900	384,400	405,100	450,400	571,400
53	256,400	275,900	342,500	385,600	406,300	452,500	573,900
54	257,400	277,400	344,200	386,800	407,600	454,500	
55	258,400	278,800	345,900	388,000	408,800	456,500	
56	259,400	280,200	347,500	389,100	410,000	458,400	
57	260,400	281,600	349,100	390,200	411,200	460,300	
58	261,400	283,100	350,800	391,400	412,200	462,000	
59	262,400	284,500	352,400	392,500	413,200	463,700	
60	263,400	285,900	354,000	393,600	414,200	465,300	
61	264,400	287,300	355,600	394,700	415,100	466,900	
62	265,400	288,800	357,300	395,900	416,000	468,300	
63	266,400	290,200	358,900	397,000	416,800	469,700	
64	267,400	291,600	360,500	398,100	417,600	471,100	
65	268,400	293,000	362,100	399,200	418,400	472,400	
66	269,400	294,500	363,800	400,100	419,200	473,800	
67	270,400	295,900	365,400	401,000	420,000	475,200	
68	271,400	297,300	367,000	401,900	420,800	476,600	
69	272,400	298,700	368,600	402,800	421,500	477,900	
70	273,300	300,000	370,100	403,700	422,300	478,900	
71	274,200	301,300	371,600	404,600	423,100	479,900	
72	275,100	302,500	373,000	405,500	423,900	480,800	
73	275,900	303,700	374,400	406,400	424,600	481,700	
74	276,500	305,000	375,500	407,200	425,400	482,600	
75	277,100	306,300	376,600	408,000	426,200	483,500	
76	277,700	307,500	377,700	408,800	427,000	484,400	
77	278,200	308,700	378,700	409,500	427,700	485,300	
78	278,600	310,000	379,800	410,200	428,500	486,200	
79	279,000	311,300	380,900	410,900	429,300	487,000	
80	279,400	312,500	381,900	411,600	430,100	487,800	
81	279,700	313,700	382,900	412,300	430,800	488,600	
82	280,100	315,000	383,900	413,000	431,600	489,500	
83	280,400	316,200	384,900	413,700	432,400	490,300	
84	280,700	317,400	385,900	414,300	433,200	491,100	

85	281,000	318,600	386,900	414,900	433,900	491,900
86	281,300	319,800	387,700	415,600	434,700	
87	281,600	321,000	388,500	416,300	435,500	
88	281,900	322,200	389,300	416,900	436,300	
89	282,200	323,300	390,100	417,500	437,000	
90		324,000	390,500	418,200	437,800	
91		324,700	390,900	418,900	438,600	
92		325,400	391,300	419,500	439,400	
93		326,000	391,600	420,100	440,100	
94		326,600	392,000	420,800	440,900	
95		327,200	392,400	421,500	441,700	
96		327,700	392,800	422,100	442,500	
97		328,200	393,100	422,700	443,200	
98		328,800		423,400	444,000	
99		329,300		424,100	444,800	
100		329,800		424,700	445,500	
101		330,300		425,300	446,200	
102		330,800		426,000	447,000	
103		331,300		426,700	447,800	
104		331,700		427,300	448,500	
105		332,100		427,900	449,200	
106		332,500		428,600		
107		332,900		429,300		
108		333,200		429,900		
109		333,500		430,500		
110				431,200		
111				431,900		
112				432,500		
113				433,100		
114				433,800		
115				434,400		
116				435,000		
117				435,600		
118				436,300		
119				436,900		
120				437,500		
121				438,100		
122				438,800		
123				439,400		
124				440,000		
125				440,600		
126				441,300		
127				441,900		
128				442,500		

129				443,100			
130				443,800			
131				444,400			
132				445,000			
133				445,600			
134				446,300			
135				446,900			
136				447,500			
137				448,100			

備考 この表は、工業研究所、環境科学調査センター又は衛生研究所に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で市長が指定するものに適用する。

別表第5 医療職給料表
1 医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	262,400	316,200	346,500	448,600
2	265,000	318,700	349,300	452,500
3	267,600	321,200	352,000	456,400
4	270,100	323,700	354,700	460,200
5	272,600	326,100	357,400	464,000
6	275,200	328,600	360,200	467,900
7	277,800	331,100	362,900	471,800
8	280,400	333,600	365,600	475,700
9	283,000	336,000	368,300	479,600
10	285,700	338,800	371,100	483,500
11	288,300	341,500	373,900	487,400
12	290,900	344,200	376,700	491,300
13	293,500	346,900	379,500	495,100
14	296,200	349,700	382,400	498,900
15	298,900	352,400	385,300	502,700
16	301,500	355,100	388,100	506,500
17	304,100	357,800	390,900	510,300
18	306,800	360,600	393,800	514,100
19	309,500	363,300	396,700	517,800
20	312,100	366,000	399,600	521,500
21	314,700	368,700	402,400	525,200
22	317,400	371,500	405,300	528,700
23	320,100	374,300	408,200	532,200
24	322,700	377,000	411,100	535,700
25	325,300	379,700	413,900	539,100
26	328,000	382,500	416,700	542,600
27	330,700	385,300	419,400	546,000
28	333,400	388,100	422,100	549,400
29	336,000	390,900	424,800	552,800
30	338,700	393,800	427,600	556,300
31	341,400	396,700	430,300	559,700
32	344,100	399,600	433,000	563,100
33	346,700	402,400	435,700	566,500
34	349,400	405,300	438,500	569,900
35	352,100	408,200	441,200	573,300
36	354,800	411,100	443,900	576,600
37	357,400	413,900	446,600	579,900
38	360,100	416,700	449,400	582,900
39	362,800	419,500	452,100	585,900
40	365,500	422,200	454,800	588,900

41	368,100	424,900	457,500	591,800
42	370,800	427,700	460,300	594,800
43	373,500	430,400	463,000	597,800
44	376,200	433,100	465,700	600,800
45	378,800	435,800	468,400	603,700
46	381,500	438,500	471,100	606,700
47	384,200	441,200	473,700	609,700
48	386,900	443,800	476,300	612,700
49	389,600	446,400	478,900	615,600
50	392,200	449,000	481,600	618,600
51	394,700	451,600	484,200	621,600
52	397,200	454,200	486,800	624,600
53	399,700	456,800	489,400	627,500
54	402,100	459,400	492,100	630,500
55	404,500	462,000	494,700	633,500
56	406,900	464,600	497,300	636,500
57	409,300	467,100	499,900	639,400
58	411,500	469,600	502,500	642,400
59	413,700	472,100	505,100	645,400
60	415,900	474,600	507,700	648,400
61	418,100	477,100	510,300	651,300
62	420,300	479,800	512,900	
63	422,500	482,400	515,500	
64	424,700	485,000	518,100	
65	426,800	487,600	520,700	
66	429,000	490,300	523,300	
67	431,200	493,000	525,900	
68	433,300	495,600	528,400	
69	435,400	498,200	530,900	
70	437,600	500,900	533,200	
71	439,800	503,600	535,400	
72	441,900	506,200	537,600	
73	444,000	508,800	539,800	
74	446,200	511,400	541,900	
75	448,400	514,000	543,900	
76	450,500	516,600	545,900	
77	452,600	519,100	547,900	
78	454,800	520,900	549,600	
79	456,900	522,700	551,300	
80	459,000	524,500	552,900	
81	461,100	526,300	554,500	
82	462,600	528,100	556,200	
83	464,100	529,900	557,900	
84	465,500	531,700	559,500	

85	466,900	533,400	561,100
86	467,700	534,300	562,300
87	468,500	535,200	563,500
88	469,300	536,100	564,700
89	470,100	537,000	565,900
90		537,900	567,100
91		538,700	568,300
92		539,500	569,400
93		540,300	570,500
94		541,100	571,400
95		541,900	572,300
96		542,700	573,100
97		543,500	573,900
98		544,300	574,800
99		545,100	575,700
100		545,900	576,500
101		546,700	577,300
102		547,500	578,200
103		548,300	579,100
104		549,100	579,900
105		549,900	580,700
106		550,800	581,600
107		551,600	582,500
108		552,400	583,300
109		553,200	584,100
110		554,100	585,000
111		554,900	585,900
112		555,700	586,700
113		556,500	587,500
114		557,400	588,400
115		558,200	589,300
116		559,000	590,100
117		559,800	590,900
118			591,800
119			592,700
120			593,500
121			594,300
122			595,200
123			596,100
124			596,900
125			597,700

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が指定するものに適用する。

2 医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	145,400	160,400	216,100	244,500	261,400	272,100 (310,500)	328,200
2	146,500	161,600	217,700	246,300	263,500	274,200 (313,000)	330,900
3	147,600	162,800	219,300	248,100	265,600	276,300 (315,400)	333,500
4	148,600	163,900	220,800	249,900	267,700	278,300 (317,800)	336,100
5	149,600	165,000	222,300	251,600	269,700	280,300 (320,200)	338,700
6	150,700	166,600	223,900	253,600	271,800	282,500 (322,700)	341,400
7	151,800	168,200	225,500	255,600	273,900	284,700 (325,200)	344,000
8	152,900	169,800	227,000	257,500	276,000	286,800 (327,600)	346,600
9	153,900	171,400	228,500	259,400	278,000	288,900 (330,000)	349,200
10	155,000	174,100	230,400	261,500	280,200	291,200 (332,400)	351,900
11	156,100	176,800	232,300	263,500	282,300	293,400 (334,800)	354,500
12	157,200	179,500	234,200	265,500	284,400	295,600 (337,100)	357,100
13	158,200	182,200	236,100	267,500	286,500	297,800 (339,400)	359,700
14	159,500	183,800	238,000	269,600	288,700	300,100 (341,800)	362,300
15	160,800	185,400	239,900	271,700	290,800	302,400 (344,100)	364,900
16	162,000	187,000	241,800	273,700	292,900	304,700 (346,400)	367,500
17	163,200	188,600	243,700	275,700	295,000	306,900 (348,700)	370,100
18	165,000	190,200	245,600	277,800	297,200	309,300 (351,000)	372,700
19	166,800	191,800	247,500	279,900	299,300	311,700 (353,300)	375,300
20	168,600	193,300	249,400	282,000	301,400	314,100 (355,600)	377,900
21	170,400	194,800	251,300	284,000	303,500	316,400 (357,800)	380,400
22	173,400	196,400	253,200	286,200	305,700	318,800 (360,100)	382,900
23	176,300	198,000	255,100	288,300	307,900	321,200 (362,300)	385,400
24	179,200	199,500	257,000	290,400	310,100	323,600 (364,500)	387,900
25	182,100	201,000	258,900	292,500	312,200	325,900 (366,700)	390,300
26	183,700	202,600	260,800	294,700	314,600	327,900 (369,000)	392,700
27	185,300	204,200	262,700	296,900	316,900	329,900 (371,200)	395,100
28	186,800	205,700	264,600	299,100	319,200	331,900 (373,400)	397,500
29	188,300	207,200	266,500	301,200	321,500	333,800 (375,600)	399,800
30	189,200	208,800	268,400	303,300	323,700	335,700 (377,800)	401,800
31	190,100	210,400	270,300	305,400	325,900	337,600 (380,000)	403,800
32	191,000	211,900	272,200	307,500	328,100	339,500 (382,100)	405,700
33	191,900	213,400	274,100	309,600	330,200	341,400 (384,200)	407,600
34	192,800	215,000	276,000	311,500	332,300	343,300 (385,800)	409,000
35	193,700	216,600	277,900	313,400	334,400	345,200 (387,400)	410,400
36	194,600	218,100	279,800	315,300	336,400	347,100 (389,000)	411,800
37	195,500	219,600	281,700	317,200	338,400	349,000 (390,500)	413,100
38	196,400	221,200	283,600	319,000	340,300	350,900 (391,400)	414,300
39	197,300	222,800	285,500	320,800	342,200	352,800 (392,300)	415,500
40	198,200	224,300	287,400	322,600	344,000	354,700 (393,200)	416,700

41	199,100	225,800	289,200	324,400	345,800	356,500 (394,100)	417,800
42	200,000	227,400	291,100	325,800	347,400	358,300 (394,800)	418,700
43	200,900	229,000	293,000	327,200	349,000	360,000 (395,500)	419,600
44	201,800	230,500	294,900	328,600	350,500	361,700 (396,200)	420,500
45	202,700	232,000	296,700	329,900	352,000	363,400 (396,900)	421,300
46	203,600	233,600	298,600	331,300	353,200	365,200 (397,600)	422,200
47	204,500	235,200	300,400	332,700	354,400	366,900 (398,300)	423,100
48	205,400	236,700	302,200	334,000	355,600	368,600 (399,000)	423,900
49	206,300	238,200	304,000	335,300	356,700	370,300 (399,700)	424,700
50	207,200	239,800	305,900	336,700	357,800	371,600 (400,400)	425,600
51	208,100	241,400	307,700	338,100	358,800	372,900 (401,100)	426,400
52	209,000	242,900	309,500	339,400	359,800	374,100 (401,800)	427,200
53	209,900	244,400	311,300	340,700	360,800	375,300 (402,500)	428,000
54	210,800	246,000	313,100	341,800	361,900	376,400 (403,200)	428,900
55	211,700	247,600	314,800	342,900	362,900	377,500 (403,800)	429,700
56	212,600	249,100	316,500	344,000	363,900	378,500 (404,400)	430,500
57	213,500	250,600	318,200	345,000	364,900	379,500 (405,000)	431,300
58	214,400	252,200	319,700	346,000	365,800	380,200 (405,700)	432,200
59	215,300	253,800	321,200	347,000	366,700	380,900 (406,300)	433,000
60	216,200	255,300	322,600	348,000	367,600	381,600 (406,900)	433,800
61	217,000	256,800	324,000	349,000	368,400	382,300 (407,500)	434,600
62	217,800	258,400	325,400	349,900	369,300	383,000 (408,200)	435,500
63	218,600	259,900	326,800	350,800	370,100	383,600 (408,800)	436,300
64	219,400	261,400	328,200	351,700	370,900	384,200 (409,400)	437,100
65	220,200	262,900	329,600	352,500	371,700	384,800 (410,000)	437,900
66	221,000	263,900	330,900	353,300	372,600	385,500 (410,700)	438,800
67	221,800	264,900	332,200	354,100	373,400	386,100 (411,300)	439,600
68	222,600	265,900	333,500	354,900	374,200	386,700 (411,900)	440,400
69	223,400	266,800	334,700	355,600	375,000	387,300 (412,500)	441,200
70	224,200	267,800	335,800	356,300	375,800	388,000 (413,200)	442,100
71	225,000	268,800	336,900	357,000	376,600	388,600 (413,800)	442,900
72	225,800	269,800	338,000	357,700	377,400	389,200 (414,400)	443,700
73	226,500	270,700	339,000	358,300	378,200	389,800 (415,000)	444,500
74	227,300	271,600	339,700	359,000	378,900	390,500 (415,600)	445,400
75	228,100	272,500	340,400	359,700	379,600	391,100 (416,200)	446,200
76	228,900	273,400	341,100	360,400	380,300	391,700 (416,800)	447,000
77	229,600	274,200	341,700	361,000	381,000	392,300 (417,400)	447,800
78	230,400	275,100	342,400	361,700	381,700	393,000 (418,000)	448,700
79	231,200	276,000	343,000	362,400	382,400	393,600 (418,600)	449,500
80	232,000	276,800	343,600	363,100	383,100	394,200 (419,200)	450,300
81	232,700	277,600	344,200	363,700	383,700	394,800 (419,800)	451,100
82	233,300	278,500	344,800	364,400	384,400	395,500 (420,400)	451,900
83	233,900	279,400	345,400	365,100	385,100	396,100 (421,000)	452,700
84	234,400	280,200	346,000	365,700	385,800	396,700 (421,600)	453,500

85	234,900	281,000	346,600	366,300	386,400	397,300 (422,200)	454,300
86	235,400	281,800	347,200	367,000	387,100	398,000 (422,800)	
87	235,900	282,600	347,800	367,700	387,800	398,600 (423,400)	
88	236,300	283,400	348,400	368,300	388,400	399,200 (424,000)	
89	236,700	284,100	349,000	368,900	389,000	399,800 (424,600)	
90	237,200	284,800	349,600	369,600	389,700	400,500	
91	237,600	285,500	350,200	370,300	390,400	401,100	
92	238,000	286,200	350,800	370,900	391,000	401,700	
93	238,400	286,800	351,400	371,500	391,600	402,300	
94	238,900	287,500	352,000	372,200	392,300	403,000	
95	239,300	288,200	352,600	372,900	393,000	403,600	
96	239,700	288,900	353,100	373,500	393,600	404,200	
97	240,100	289,500	353,600	374,100	394,200	404,800	
98		290,200	354,200	374,800	394,800	405,500	
99		290,900	354,800	375,500	395,400	406,100	
100		291,500	355,300	376,100	396,000	406,700	
101		292,100	355,800	376,700	396,600	407,300	
102		292,600	356,400	377,400	397,200	407,900	
103		293,100	356,900	378,100	397,800	408,500	
104		293,600	357,400	378,700	398,400	409,100	
105		294,000	357,900	379,300	399,000	409,700	
106		294,400	358,400	380,000	399,600	410,300	
107		294,800	358,900	380,700	400,200	410,900	
108		295,200	359,400	381,300	400,800	411,500	
109		295,600	359,900	381,900	401,400	412,100	
110		296,000	360,400	382,600	402,000	412,700	
111		296,400	360,900	383,200	402,600	413,300	
112		296,800	361,400	383,800	403,200	413,900	
113		297,200	361,900	384,400	403,800	414,400	
114		297,600	362,400	385,000	404,400		
115		298,000	362,900	385,600	405,000		
116		298,400	363,400	386,200	405,600		
117		298,800	363,900	386,800	406,200		
118		299,200		387,400			
119		299,600		388,000			
120		300,000		388,600			
121		300,300		389,200			
122		300,700		389,800			
123		301,100		390,400			
124		301,500		391,000			
125		301,800		391,500			
126		302,200		392,100			
127		302,600		392,700			
128		303,000		393,300			

129		303,300		393,800		
130		303,700		394,400		
131		304,100		395,000		
132		304,400		395,600		
133		304,700		396,100		
134		305,100		396,700		
135		305,500		397,300		
136		305,800		397,900		
137		306,100		398,400		
138				399,000		
139				399,600		
140				400,200		
141				400,700		
142				401,300		
143				401,900		
144				402,500		
145				403,000		

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

3 医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	153,900	160,400	216,100	230,400	245,000	272,100 (310,500)	325,600
2	155,000	161,600	217,700	231,800	247,000	274,200 (313,000)	328,300
3	156,100	162,800	219,300	233,200	249,000	276,300 (315,400)	330,900
4	157,200	163,900	220,800	234,600	250,900	278,300 (317,800)	333,500
5	158,200	165,000	222,300	236,000	252,800	280,300 (320,200)	336,100
6	159,500	166,600	223,900	238,000	254,900	282,500 (322,700)	338,500
7	160,800	168,200	225,500	240,000	256,900	284,700 (325,200)	340,800
8	162,000	169,800	227,000	241,900	258,900	286,800 (327,600)	343,100
9	163,200	171,400	228,500	243,800	260,900	288,900 (330,000)	345,400
10	165,000	174,100	230,400	245,800	263,000	291,200 (332,400)	347,800
11	166,800	176,800	232,300	247,800	265,100	293,400 (334,800)	350,100
12	168,600	179,500	234,200	249,700	267,200	295,600 (337,100)	352,400
13	170,400	182,200	236,100	251,600	269,200	297,800 (339,400)	354,700
14	173,400	183,800	238,000	253,700	271,300	300,100 (341,800)	357,100
15	176,300	185,400	239,900	255,800	273,400	302,400 (344,100)	359,400
16	179,200	187,000	241,800	257,800	275,500	304,700 (346,400)	361,700
17	182,100	188,600	243,700	259,800	277,500	306,900 (348,700)	364,000
18	183,700	190,200	245,600	262,000	279,600	309,300 (351,000)	366,400
19	185,300	191,800	247,500	264,100	281,700	311,700 (353,300)	368,700
20	186,800	193,300	249,400	266,200	283,800	314,100 (355,600)	371,000
21	188,300	194,800	251,300	268,300	285,900	316,400 (357,800)	373,300
22	189,200	196,400	253,200	270,500	288,100	318,800 (360,100)	375,500
23	190,100	198,000	255,100	272,600	290,200	321,200 (362,300)	377,700
24	191,000	199,500	257,000	274,700	292,300	323,600 (364,500)	379,900
25	191,900	201,000	258,900	276,800	294,400	325,900 (366,700)	382,100
26	192,800	202,600	260,800	279,000	296,600	327,900 (369,000)	384,100
27	193,700	204,200	262,700	281,100	298,700	329,900 (371,200)	386,100
28	194,600	205,700	264,600	283,200	300,800	331,900 (373,400)	388,100
29	195,500	207,200	266,500	285,300	302,900	333,800 (375,600)	390,000
30	196,400	208,800	268,400	287,500	305,100	335,700 (377,800)	391,700
31	197,300	210,400	270,300	289,600	307,300	337,600 (380,000)	393,400
32	198,200	211,900	272,200	291,700	309,400	339,500 (382,100)	395,100
33	199,100	213,400	274,100	293,800	311,500	341,400 (384,200)	396,800
34	200,000	215,000	276,000	296,000	313,800	343,300 (386,400)	398,300
35	200,900	216,600	277,900	298,200	316,100	345,200 (388,600)	399,700
36	201,800	218,100	279,800	300,400	318,400	347,100 (389,000)	401,100
37	202,700	219,600	281,700	302,500	320,600	349,000 (390,500)	402,500
38	203,600	221,200	283,600	304,600	322,800	350,900 (391,400)	403,600
39	204,500	222,800	285,500	306,700	325,000	352,800 (392,300)	404,700
40	205,400	224,300	287,400	308,800	327,100	354,700 (393,200)	405,700

41	206,300	225,800	289,200	310,800	329,200	356,500 (394,100)	406,700
42	207,200	227,400	291,100	312,700	331,300	358,300 (394,800)	407,400
43	208,100	229,000	293,000	314,600	333,300	360,000 (395,500)	408,100
44	209,000	230,500	294,900	316,500	335,300	361,700 (396,200)	408,800
45	209,900	232,000	296,700	318,300	337,300	363,400 (396,900)	409,400
46	210,800	233,600	298,600	320,200	339,200	365,200 (397,600)	410,100
47	211,700	235,200	300,400	322,000	341,000	366,900 (398,300)	410,800
48	212,600	236,700	302,200	323,800	342,800	368,600 (399,000)	411,400
49	213,500	238,200	304,000	325,600	344,600	370,300 (399,700)	412,000
50	214,400	239,800	305,900	327,500	346,400	371,600 (400,400)	412,700
51	215,300	241,400	307,700	329,300	348,200	372,900 (401,100)	413,300
52	216,200	242,900	309,500	331,100	350,000	374,100 (401,800)	413,900
53	217,000	244,400	311,300	332,900	351,700	375,300 (402,500)	414,500
54	217,800	246,000	313,100	334,400	352,900	376,400 (403,200)	415,200
55	218,600	247,600	314,800	335,800	354,100	377,500 (403,800)	415,800
56	219,400	249,100	316,500	337,200	355,300	378,500 (404,400)	416,400
57	220,200	250,600	318,200	338,600	356,400	379,500 (405,000)	417,000
58	221,000	252,200	319,700	339,700	357,300	380,200 (405,700)	417,700
59	221,800	253,800	321,200	340,800	358,200	380,900 (406,300)	418,300
60	222,600	255,300	322,600	341,800	359,100	381,600 (406,900)	418,900
61	223,400	256,800	324,000	342,800	360,000	382,300 (407,500)	419,500
62	224,200	258,400	325,400	343,800	360,900	383,000 (408,200)	420,200
63	225,000	259,900	326,800	344,800	361,800	383,600 (408,800)	420,800
64	225,800	261,400	328,200	345,800	362,700	384,200 (409,400)	421,400
65	226,500	262,900	329,600	346,800	363,500	384,800 (410,000)	422,000
66	227,300	263,900	330,900	347,500	364,200	385,500 (410,700)	422,700
67	228,100	264,900	332,200	348,100	364,900	386,100 (411,300)	423,300
68	228,900	265,900	333,500	348,700	365,600	386,700 (411,900)	423,900
69	229,600	266,800	334,700	349,300	366,300	387,300 (412,500)	424,500
70	230,400	267,800	335,800	349,900	367,000	388,000 (413,200)	425,200
71	231,200	268,800	336,900	350,500	367,700	388,600 (413,800)	425,800
72	232,000	269,800	338,000	351,100	368,300	389,200 (414,400)	426,400
73	232,700	270,700	339,000	351,700	368,900	389,800 (415,000)	427,000
74	233,300	271,600	339,700	352,300	369,600	390,500 (415,600)	427,600
75	233,900	272,500	340,400	352,900	370,300	391,100 (416,200)	428,200
76	234,400	273,400	341,100	353,500	370,900	391,700 (416,800)	428,800
77	234,900	274,200	341,700	354,100	371,500	392,300 (417,400)	429,400
78	235,400	275,100	342,400	354,700	372,200	393,000 (418,000)	
79	235,900	276,000	343,000	355,300	372,900	393,600 (418,600)	
80	236,300	276,800	343,600	355,900	373,500	394,200 (419,200)	
81	236,700	277,600	344,200	356,500	374,100	394,800 (419,800)	
82	237,200	278,500	344,800	357,100	374,800	395,500 (420,400)	
83	237,600	279,400	345,400	357,700	375,500	396,100 (421,000)	
84	238,000	280,200	346,000	358,300	376,100	396,700 (421,600)	

85	238,400	281,000	346,600	358,900	376,700	397,300 (422,200)
86	238,900	281,800	347,200	359,500	377,400	398,000 (422,800)
87	239,300	282,600	347,800	360,100	378,100	398,600 (423,400)
88	239,700	283,400	348,400	360,700	378,700	399,200 (424,000)
89	240,100	284,100	349,000	361,300	379,300	399,800 (424,600)
90		284,800	349,600	361,900	380,000	400,500
91		285,500	350,200	362,500	380,700	401,100
92		286,200	350,800	363,100	381,300	401,700
93		286,800	351,400	363,700	381,900	402,300
94		287,500	352,000	364,300	382,600	403,000
95		288,200	352,600	364,900	383,300	403,600
96		288,900	353,100	365,500	383,900	404,200
97		289,500	353,600	366,000	384,500	404,800
98		290,200	354,200	366,600	385,200	405,500
99		290,900	354,800	367,200	385,900	406,100
100		291,500	355,300	367,800	386,500	406,700
101		292,100	355,800	368,300	387,100	407,300
102		292,600	356,400	368,900	387,800	407,900
103		293,100	356,900	369,500	388,500	408,500
104		293,600	357,400	370,000	389,100	409,100
105		294,000	357,900	370,500	389,700	409,700
106		294,400	358,400	371,100	390,400	410,300
107		294,800	358,900	371,700	391,100	410,900
108		295,200	359,400	372,200	391,700	411,500
109		295,600	359,900	372,700	392,300	412,100
110		296,000	360,400	373,300	393,000	412,700
111		296,400	360,900	373,900	393,600	413,300
112		296,800	361,400	374,400	394,200	413,900
113		297,200	361,900	374,900	394,800	414,400
114		297,600	362,400	375,500	395,500	
115		298,000	362,900	376,100	396,100	
116		298,400	363,400	376,600	396,700	
117		298,800	363,900	377,100	397,300	
118		299,200		377,700	398,000	
119		299,600		378,300	398,600	
120		300,000		378,800	399,200	
121		300,300		379,300	399,800	
122		300,700		379,900	400,500	
123		301,100		380,500	401,100	
124		301,500		381,000	401,700	
125		301,800		381,500	402,300	
126		302,200		382,100		
127		302,600		382,700		
128		303,000		383,200		

129		303,300		383,700		
130		303,700		384,300		
131		304,100		384,900		
132		304,400		385,400		
133		304,700		385,900		
134		305,100		386,500		
135		305,500		387,100		
136		305,800		387,600		
137		306,100		388,100		
138				388,700		
139				389,300		
140				389,800		
141				390,300		
142				390,900		
143				391,500		
144				392,000		
145				392,500		
146				393,100		
147				393,700		
148				394,200		
149				394,700		
150				395,300		
151				395,900		
152				396,400		
153				396,900		
154				397,500		
155				398,100		
156				398,600		
157				399,100		

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条の2第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」を「支給する時期ごとの割合は、100分の100」に、「6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の120」に、「6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105」を「1,000分の1,025」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の475」に、「6月に支給する場合においては100分の55、12月に支給する場合においては100分の60」を「1,000分の575」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条並びに附則第9項、第11項及び第14項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定、附則第8項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「改正後任期付職員条例」という。）の規定、附則第10項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号。以下「改正後特別職条例」という。）の規定及び附則第13項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。ただし、改正後条例の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員については、同年12月1日から適用する。
- 3 附則第12項の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）の規

定は、令和4年12月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給等)

- 4 適用日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額は、市長が定める。

(経過措置)

- 5 適用日から令和5年3月31日までの間における再任用職員（職員の給与に関する条例第20条第3項に規定する特定管理職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）に限る。）に対する改正後条例第20条の2第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 6 改正前条例、附則第8項の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例又は附則第10項の規定による改正前の特別職に属する職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後条例、改正後任期付職員条例又は改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 8 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「1,000分の1,625」を「6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」に改める。

- 9 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」を「100分の165」に改める。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

- 10 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第20条第3項中「」の次に「支給する時期ごとの割合は、」を加え、「1,000分の1,625」を「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」に改める。

- 11 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支給する時期ごとの割合は、」を削り、「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」を「100分の165」に改める。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 12 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「に附則第7項の基礎額に乗じる割合」を「(以下この項において「基礎額」という。)に100分の190」に改め、「切り捨てた額」の次に「。以下この項において「1月当たりの加算額」という。)(令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間にあっては、1月当たりの加算額と基礎額に100分の200を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から1月当たりの加算額を減じて得た額に3を乗じて得た額との合計額」を加える。

附則第7項中「合計額をいう。」の次に「以下同じ。」を、「切り捨てた額」の次に「。以下「1月当たりの加算額」という。)(令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間にあっては、1月当たりの加算額と基礎額に100分の200を乗じて得た額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から1月当たりの加算額を減じて得た額に3を乗じて得た額との合計額」を加える。

附則第8項中「同項ただし書」を「同項」に、「176,700円」を「179,600円」に、「188,000円」を「190,100円」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 13 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則別表第6を次のように改める。

附則別表第6 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	135,700	151,200	216,100	230,400	245,000
2	136,500	152,400	217,700	231,800	247,000
3	137,300	153,600	219,300	233,200	249,000
4	138,100	154,700	220,800	234,600	250,900
5	138,900	155,800	222,300	236,000	252,800
6	139,700	157,000	223,900	238,000	254,900
7	140,500	158,200	225,500	240,000	256,900
8	141,300	159,300	227,000	241,900	258,900
9	142,100	160,400	228,500	243,800	260,900
10	143,000	161,600	230,400	245,800	263,000
11	143,800	162,800	232,300	247,800	265,100
12	144,600	163,900	234,200	249,700	267,200
13	145,400	165,000	236,100	251,600	269,200
14	146,500	166,600	238,000	253,700	271,300
15	147,600	168,200	239,900	255,800	273,400
16	148,600	169,800	241,800	257,800	275,500
17	149,600	171,400	243,700	259,800	277,500
18	150,700	174,100	245,600	262,000	279,600
19	151,800	176,800	247,500	264,100	281,700
20	152,900	179,500	249,400	266,200	283,800
21	153,900	182,200	251,300	268,300	285,900
22	155,000	183,800	253,200	270,500	288,100
23	156,100	185,400	255,100	272,600	290,200
24	157,200	187,000	257,000	274,700	292,300
25	158,200	188,600	258,900	276,800	294,400
26	159,500	190,200	260,800	279,000	296,600
27	160,800	191,800	262,700	281,100	298,700
28	162,000	193,300	264,600	283,200	300,800
29	163,200	194,800	266,500	285,300	302,900
30	165,000	196,400	268,400	287,500	305,100
31	166,800	198,000	270,300	289,600	307,300
32	168,600	199,500	272,200	291,700	309,400
33	170,400	201,000	274,100	293,800	311,500
34	173,400	202,600	276,000	296,000	313,800
35	176,300	204,200	277,900	298,200	316,100
36	179,200	205,700	279,800	300,400	318,400
37	182,100	207,200	281,700	302,500	320,600
38	183,700	208,800	283,600	304,600	322,800
39	185,300	210,400	285,500	306,700	325,000
40	186,800	211,900	287,400	308,800	327,100

41	188,300	213,400	289,200	310,800	329,200
42	189,200	215,000	291,100	312,700	331,300
43	190,100	216,600	293,000	314,600	333,300
44	191,000	218,100	294,900	316,500	335,300
45	191,900	219,600	296,700	318,300	337,300
46	192,800	221,200	298,600	320,200	339,200
47	193,700	222,800	300,400	322,000	341,000
48	194,600	224,300	302,200	323,800	342,800
49	195,500	225,800	304,000	325,600	344,600
50	196,400	227,400	305,900	327,500	346,400
51	197,300	229,000	307,700	329,300	348,200
52	198,200	230,500	309,500	331,100	350,000
53	199,100	232,000	311,300	332,900	351,700
54	200,000	233,600	313,100	334,400	352,900
55	200,900	235,200	314,800	335,800	354,100
56	201,800	236,700	316,500	337,200	355,300
57	202,700	238,200	318,200	338,600	356,400
58	203,600	239,800	319,700	339,700	357,300
59	204,500	241,400	321,200	340,800	358,200
60	205,400	242,900	322,600	341,800	359,100
61	206,300	244,400	324,000	342,800	360,000
62	207,200	246,000	325,400	343,800	360,900
63	208,100	247,600	326,800	344,800	361,800
64	209,000	249,100	328,200	345,800	362,700
65	209,900	250,600	329,600	346,800	363,500
66	210,800	252,200	330,900	347,500	364,200
67	211,700	253,800	332,200	348,100	364,900
68	212,600	255,300	333,500	348,700	365,600
69	213,500	256,800	334,700	349,300	366,300
70	214,400	258,400	335,800	349,900	367,000
71	215,300	259,900	336,900	350,500	367,700
72	216,200	261,400	338,000	351,100	368,300
73	217,000	262,900	339,000	351,700	368,900
74	217,800	263,900	339,700	352,300	369,600
75	218,600	264,900	340,400	352,900	370,300
76	219,400	265,900	341,100	353,500	370,900
77	220,200	266,800	341,700	354,100	371,500
78	221,000	267,800	342,400	354,700	372,200
79	221,800	268,800	343,000	355,300	372,900
80	222,600	269,800	343,600	355,900	373,500
81	223,400	270,700	344,200	356,500	374,100
82	224,200	271,600	344,800	357,100	374,800
83	225,000	272,500	345,400	357,700	375,500
84	225,800	273,400	346,000	358,300	376,100

85	226,500	274,200	346,600	358,900	376,700
86	227,300	275,100	347,200	359,500	377,400
87	228,100	276,000	347,800	360,100	378,100
88	228,900	276,800	348,400	360,700	378,700
89	229,600	277,600	349,000	361,300	379,300
90	230,400	278,500	349,600	361,900	380,000
91	231,200	279,400	350,200	362,500	380,700
92	232,000	280,200	350,800	363,100	381,300
93	232,700	281,000	351,400	363,700	381,900
94	233,300	281,800	352,000	364,300	382,600
95	233,900	282,600	352,600	364,900	383,300
96	234,400	283,400	353,100	365,500	383,900
97	234,900	284,100	353,600	366,000	384,500
98	235,400	284,800	354,200	366,600	385,200
99	235,900	285,500	354,800	367,200	385,900
100	236,300	286,200	355,300	367,800	386,500
101	236,700	286,800	355,800	368,300	387,100
102	237,200	287,500	356,400	368,900	387,800
103	237,600	288,200	356,900	369,500	388,500
104	238,000	288,900	357,400	370,000	389,100
105	238,400	289,500	357,900	370,500	389,700
106	238,900	290,200	358,400	371,100	390,400
107	239,300	290,900	358,900	371,700	391,100
108	239,700	291,500	359,400	372,200	391,700
109	240,100	292,100	359,900	372,700	392,300
110		292,600	360,400	373,300	393,000
111		293,100	360,900	373,900	393,600
112		293,600	361,400	374,400	394,200
113		294,000	361,900	374,900	394,800
114		294,400	362,400	375,500	395,500
115		294,800	362,900	376,100	396,100
116		295,200	363,400	376,600	396,700
117		295,600	363,900	377,100	397,300
118		296,000		377,700	398,000
119		296,400		378,300	398,600
120		296,800		378,800	399,200
121		297,200		379,300	399,800
122		297,600		379,900	400,500
123		298,000		380,500	401,100
124		298,400		381,000	401,700
125		298,800		381,500	402,300
126		299,200		382,100	
127		299,600		382,700	
128		300,000		383,200	

129	300,300	383,700
130	300,700	384,300
131	301,100	384,900
132	301,500	385,400
133	301,800	385,900
134	302,200	386,500
135	302,600	387,100
136	303,000	387,600
137	303,300	388,100
138	303,700	388,700
139	304,100	389,300
140	304,400	389,800
141	304,700	390,300
142	305,100	390,900
143	305,500	391,500
144	305,800	392,000
145	306,100	392,500
146		393,100
147		393,700
148		394,200
149		394,700
150		395,300
151		395,900
152		396,400
153		396,900
154		397,500
155		398,100
156		398,600
157		399,100

(職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 14 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第26項第1号中「1,000分の288（1,000分の226）」を「1,000分の295（1,000分の233）」に、同項第2号中「100分の17（1,000分の104）」を「1,000分の177（100分の11）」に、同項第3号中「1,000分の106（1,000分の37）」を「1,000分の112（1,000分の42）」に改める。

(理 由)

この案を提出したのは、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定を行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
改正案前

1 職員の給与に関する条例 (抜すい (第 1 条に係る部分に限る。))

(級、初任給及び昇給等)

第 6 条 (略)

2 }
5 } (略)
11 }

12 新たに法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 (以下「会計年度任用職員」という。) となった者の号給は、次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ当該職員に適用される給料表ごとに、常時勤務を要する職員との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して別に定める号給を超えない範囲内において、市長が定める基準に従い決定する。ただし、その号給は、 $\frac{262,400 \text{ 円}}{259,400 \text{ 円}}$ を超える額の号給とすることはできない。

(1) }
5 } (略)
(4) }

13 (略)

(勤勉手当)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乘じる割合は、6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合には100分の105 (特定管理職の95
員にあっては6月に支給する場合には100分の115、12月に支給する場合には100分の115
場合においては100分の125、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては

6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合において100分の100

は100分の105)とする。

- 4 第2項第2号の勤勉手当基礎額に乘じる割合は、6月に支給する場合にお
支給する時期ごとの割合は、100

いては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50 (特定管理職
分の45

員にあっては、6月に支給する場合においては100分の55、12月に支給する
100分の55

場合においては100分の60)とする。

5 }
6 } (略)

附 則

- 14 前項の規定の適用を受ける職員のうち、新たに会計年度任用職員となった
者に対する同項
前項の規定に基づき条例第6条第12項の規定を準用する場合にお

ける同項に規定する職員の区分は、次のとおりとする。この場合において、

同項ただし書中「 $\frac{262,400 \text{ 円}}{259,400 \text{ 円}}$ 」とあるのは、「 $\frac{179,600 \text{ 円}}{176,700 \text{ 円}}$ 」とする。

(1) }
(2) } (略)

- 2 職員の給与に関する条例（抜すい（第2条に係る部分に限る。））

（勤勉手当）

第20条の2 （略）

2 （略）

- 3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乘じる支給する時期ごとの割合は、100分
割合は、6月に支給する場合におい

の100
ては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105 (特定管理職

員にあっては100分の120
6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給す

る場合においては100分の125、指定職給料表の適用を受ける職員にあって

は $\frac{1,000 \text{ 分の } 1,025}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 100 \text{ 分の } 100}$ 、12月に支給する場合においては $\frac{1,000 \text{ 分の } 105}{100 \text{ 分の } 105}$ とする。

- 4 第2項第2号の勤勉手当基礎額に乘じる $\frac{\text{支給する時期ごとの割合は、}}{\text{割合は、6月に支給する場合におい}} \frac{1,000 \text{ 分の } 475}{100 \text{ 分の } 45}$ 、12月に支給する場合においては $\frac{1,000 \text{ 分の } 50}{100 \text{ 分の } 50}$ (特定管理職員にあっては、 $\frac{1,000 \text{ 分の } 575}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 100 \text{ 分の } 55}$ 、12月に支給する場合においては $\frac{1,000 \text{ 分の } 60}{100 \text{ 分の } 60}$) とする。

5 }
6 } (略)

- 3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (抜すい (附則第8項に係る部分に限る。))

(給与条例の適用除外等)

第6条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用については、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。) 第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)」とあるのは「災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。) 並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員 (地方公営企業法 (昭和27年法律第292号) 第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。))」と、第20条第3項中「ある職員 (」とあるのは「ある職員 (特定任期付職員を除く。)」と、「1,000 分の

625」とあるのは「1,000分の625、特定任期付職員にあっては $\frac{6}{1,000}$ 月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,625

$\frac{1}{1,000}$ 分の1,675」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。

- 4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第9項に係る部分に限る。））

（給与条例の適用除外等）

第6条（略）

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用については、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。））」と、第20条第3項中「ある職員（）」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、「1,000分の625」とあるのは「1,000分の625、特定任期付職員にあっては $\frac{100}{6}$ 月に支給 $\frac{165}{1,000}$ 分の場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては $\frac{1}{1,000}$ 分の1,675」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及

び任期付職員条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。

- 5 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第10項に係る部分に限る。））

（手当）

第3条 （略）

- 2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。）に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「支給する時期ごとの割合は、100分の120」とあるのは「割合は、6月に1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」と、給与条例第20条第5項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 } (略)
4 }

- 6 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第11項に係る部分に限る。））

（手当）

第3条 （略）

- 2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号

までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。) に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中

「支給する時期ごとの割合は、100分の120」とあるのは「100分の165
割合は、6月に

支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては
1,000分の1,675」と、給与条例第20条第5項中「職員が受けるべき給料及

び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 }
4 } (略)

- 7 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第5号）抜すい

附 則

（経過措置）

- 3 施行日から令和5年3月31日までの間（以下「特定期間」という。）における地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用短時間勤務職員」という。）（第2条の規定による改正後の名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後非常勤条例」という。）別表第4 5の項に掲げる者その他任命権者が定める者を除く。）の報酬（改正後非常勤条例第2条に規定する報酬に限る。）の額については、改正後非常勤条例第2条及び別表第4並びに次項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額に、報酬（改正後非常勤条例第2条に規定する報酬に限る。）及びこれに対する地域手当に相当する報酬（以下この項において「基礎額」という。）に100分の190を乗じて得た額を12で除して得た額（その割合

額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この項において「1月当たりの加算額」という。）（令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間にあっては、1 月当たりの加算額と基礎額に 100 分の 200 を乗じて得た額を 12 で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から 1 月当たりの加算額を減じて得た額に 3 を乗じて得た額との合計額）を加算した額とする。ただし、改正後非常勤条例第 3 条に規定する報酬（附則第 6 項の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第 15 条から第 17 条までに規定する手当に相当する報酬を除く。）及び改正後非常勤条例第 8 条に規定する期末手当の額の算定の基礎となる報酬の額は、改正後非常勤条例第 2 条及び別表第 4 並びに次項の規定により定められる額とする。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 7 特定期間における法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）（改正後給与条例第 6 条第 12 項第 4 号又は附則第 14 項第 2 号の規定の適用を受ける者その他任命権者が定める者を除く。）の給料（改正後給与条例第 6 条の 2 の規定による調整前の給料をいう。）の月額については、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額にかかわらず、当該給料月額に、基礎額（この項の規定を適用する前の当該会計年度任用職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。以下同じ。）に 100 分の 190（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間にあっては、100 分の 220）を乗じて得た額を 12 で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下「1月当たりの加算額」という。）（令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間にあっては、1 月当たりの加算額と基礎額に 100 分の 200 を乗じて得た額を 12 で除して得た額（その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から 1 月当たりの加算額を減じて得た額に 3 を乗じて

得た額との合計額) を加算した額とする。ただし、改正後給与条例に規定する手当(改正後給与条例第15条から第17条までに規定する手当を除く。)及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額、当該会計年度任用職員に適用される給料表の給料月額により定められる額とする。

- 8 特定期間における会計年度任用職員(施行日の前日現に改正前非常勤条例別表第3の適用を受ける者のうち、施行日以後引き続き同一の職務を行う者に限る。)に対する改正後給与条例附則第14項第1号の規定の適用については、同項_{ただし書}中「 $\frac{179,600 \text{ 円}}{176,700 \text{ 円}}$ 」とあるのは、「 $\frac{190,100 \text{ 円}}{188,000 \text{ 円}}$ 」とする。

- 8 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和4年名古屋市条例第40号)抜すい

附 則

- 26 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。)の給料月額は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合(附則別表第2の適用を受ける職員にあっては、括弧内の割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、新条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額(新条例第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。)は、前項、附則別表第1及び附則別表第2の規定により定められる額とする。

- (1) 暫定再任用職員でその職務の級が9級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 295}{1,000 \text{ 分の } 288}$ ($\frac{1,000 \text{ 分の } 233}{1,000 \text{ 分の } 226}$)
- (2) 暫定再任用職員でその職務の級が8級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 177}{100 \text{ 分の } 17}$ ($\frac{100 \text{ 分の } 11}{100 \text{ 分の } 104}$)
- (3) 暫定再任用職員でその職務の級が7級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 112}{1,000 \text{ 分の } 106}$ ($\frac{1,000 \text{ 分の } 42}{1,000 \text{ 分の } 37}$)

令和 4 年第 118 号議案

名古屋市プール条例の一部改正について

名古屋市プール条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市プール条例の一部を改正する条例

名古屋市プール条例（昭和 23 年名古屋市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表名古屋市山田西プールの項を削る。

第 6 条第 1 項中「、名古屋市山田西プール」を削る。

別表第 2 1 専用使用の表中「、名古屋市香流橋プール及び名古屋市山田西プール」を「及び名古屋市香流橋プール」に改める。

別表第 2 2 個人使用の表中「、名古屋市山田西プール」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、名古屋市山田西プールを廃止する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

名古屋市プール条例 (抜すい)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、次のようにプールを設置する。

名 称	位 置
(略)	
名古屋市山田西プール	名古屋市西区長先町 173 番地
(略)	

第6条 名古屋市鳴海プール、名古屋市香流橋プール、名古屋市南陽プール、
名古屋市山田西プール及び名古屋市富田北プール（以下「鳴海プール等」という。）の使用の許可を受けた者（以下「鳴海プール等の使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第11条の規定により鳴海プール等の管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 }
3 } (略)
4 }

別表第2

1 専用使用

プール名	使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額				
		2 時 間	午 前	午後1	午後2	夜 間
名古屋市鳴海プール及び名古屋市香流橋プール及び名古屋市山田西	(略)					

プール	
(略)	

2 個人使用

プール名	使 用 区 分	利 用 料 金 の 基 準 額		
		1 回 券	回 数 券	定 期 券
名古屋市鳴海プール、 名古屋市香流橋プール、 名古屋市山	(略)			
田西プール 及び名古屋市富田北プール				
(略)				

令和 4 年第 119 号議案

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正について

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3 項第 4 号の表中

「

中村区役所駅自転車駐車場

」

を

「

太閤通駅自転車駐車場

」

に、

「

神宮前駅自転車駐車場

伝馬町駅自転車駐車場

を

「

熱田神宮伝馬町駅自転車駐車場

神宮前駅自転車駐車場

に改める。

別表第 1 中

「

中村区役所駅自転車駐車場

を

「

太閤通駅自転車駐車場

に、

「

神宮西駅自転車駐車場

神宮前駅自転車駐車場

伝馬町駅自転車駐車場

を

「

熱田神宮伝馬町駅自転車駐車場

熱田神宮西駅自転車駐車場

神宮前駅自転車駐車場

に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、中村区役所駅自転車駐車場等の名称を変更する必要があるによる。

令和 4 年第 120 号議案

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部改正に
ついて

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正する条例を
次のとおり定めるものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市営住宅条例及び名古屋市定住促進住宅条例の一部を改正
する条例

(名古屋市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「予約者」の次に「及びその他の規則で定める者」
を加え、同条第 2 項ただし書を削る。

(名古屋市定住促進住宅条例の一部改正)

第 2 条 名古屋市定住促進住宅条例（平成 6 年名古屋市条例第46号）の一部を
次のように改正する。

第 5 条第 2 号中「予約者」の次に「及びその他の規則で定める者」を加え
る。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、市営住宅及び定住促進住宅について、入居者の資格の見直しを行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)
現 行

1 名古屋市営住宅条例 (抜すい)

(入居者の資格)

第5条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) (略)

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者^{及びその他の規則で定める者}を含む。以下同じ。) があること。

(3) }
() } (略)
(8) }

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者 (以下「高齢者等」という。) は、同項第2号の条件を具備することを要しない。ただし、

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居

宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認め

られる者は、この限りでない。

(1) }
() } (略)
(5) }

3 }
4 } (略)

2 名古屋市定住促進住宅条例（抜すい）

（入居者の資格）

第5条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

(1) （略）

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者^{及びその他の規則で定める者}を含む。以下同じ。）があること。

(3) }
(5) } (略)
(6) }

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 名城公園地下横断歩道新設工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市北区名城一丁目、名城二丁目及び名城三丁目地
内 |
| 3 | 契約の内容 | く体（鉄筋コンクリート造） 延長 130 メートル、幅 5
メートル、高さ 2.5 メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 2,060,397,268 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 前田・岩田地崎・中部土木特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区栄五丁目25番25号
前田建設工業株式会社中部支店
常務執行役員支店長 稼 農 泰 嘉
名古屋市中区錦一丁目18番24号
岩田地崎建設株式会社名古屋支店
支店長 鶴 田 博 久
名古屋市名東区社台三丁目 125 番地
中部土木株式会社
代表取締役社長 難 波 陽 一 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 7 年 6 月30日 |

(理 由)

この案を提出したのは、名城公園地下横断歩道の新設工事を施行する必要があるによる。

令和 4 年第 128 号議案

契約の締結について

下記要項により、工事請負契約を締結するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 南熱田公営住宅新築工事の請負 |
| 2 | 施行場所 | 名古屋市熱田区六番二丁目地内 |
| 3 | 契約の内容 | 耐火構造14階建 1 棟・その他
120 戸
延面積 9, 501. 95平方メートル |
| 4 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 | 契約金額 | 2, 182, 400, 000 円 |
| 6 | 契約の相手方 | 徳倉・石田特定建設工事共同企業体
代表者 名古屋市中区錦三丁目13番 5 号
徳倉建設株式会社
代表取締役社長 徳 倉 正 晴
名古屋市千種区今池一丁目 5 番11号
株式会社石田組
代表取締役 石 田 侑 嗣 |
| 7 | 完成予定期日 | 令和 7 年12月15日 |

(理 由)

この案を提出したのは、南熱田公営住宅の新築工事を施行する必要があるによる。

令和 4 年第 129 号議案

契約の一部変更について

次表左欄に掲げる工事請負契約中、契約金額を、同表右欄のとおり変更するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

工 事 請 負 契 約 名	変 更 部 分		
	項目	変 更 前	変 更 後
山田工場工場棟等解体工事の請負契約 〔令和 3 年 3 月 9 日議決 令和 3 年第66号（令和 4 年 1 月31日専決処分 により契約金額を変更）〕	契約 金額	2, 011, 351, 100円	2, 044, 574, 400円

（理 由）

この案を提出したのは、工事請負契約の契約金額を増額する必要があるによる。

財産の出資について

下記のとおり、財産を出資するものとする。

令和 4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

- 1 出資する財産 (1) 土地
 名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番 3始め 3筆
 宅地 8,494.72平方メートル
- (2) 建物
 名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番地 3、77番地及び
 78番地所在
 鉄筋コンクリート造地下 1階付 5階建 1棟・その他
 延面積 16,546.85平方メートル
- 2 出資の相手方 公立大学法人名古屋市立大学

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市立緑市民病院の市立大学病院化に伴い、その土地及び建物を出資する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
い。

(1) }
 { (略)
(5) }

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

(7) }
 { (略)
(15) }

(第 2項 略)

(財産の管理及び処分)

第 237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 第 238条の 4第 1項の規定の適用がある場合を除き、普通地方公共団体の財産は、条例又は議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けてはならない。

3 (略)

令和 4 年第 131 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市山田地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者 水 野 一 三
名古屋市富田地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者 水 野 一 三
名古屋市楠地区会館	名古屋市北区楠味鋤三丁目1311番地の1 味鋤学区福祉推進協議会 会長 長 瀬 由 子
名古屋市南陽地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者 水 野 一 三
名古屋市志段味地区会館	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 中部互光・コスモコンサルタント運営共同体 代表者 水 野 一 三

名古屋市徳重地区会館	愛知県刈谷市桜町 3 丁目 3 番地 サンエイ株式会社 代表取締役 川 瀬 廣 正
------------	---

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和4年第132号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市障害者スポーツセンター	名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2 社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団 理事長 山 田 和 雄

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 133 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市総合体育館	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 名古屋市総合体育館NK共同事業体 代表者 河 野 和 彦

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市体育館	東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石 崎 健 太
名古屋市露橋スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市稲永スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市天白スポーツセンター	東京都中野区中野二丁目14番16号 TAC・テルウェル共同事業体 代表者 正 村 宏 人
名古屋市北スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦

名古屋市千種スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N 代表取締役 濱 田 英 之
名古屋市中スポーツセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市東スポーツセンター	名古屋市名東区猪高台一丁目1316番地 株式会社 J P N 代表取締役 濱 田 英 之

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市黒川スポーツ トレーニングセンター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市上社レクリエ ーションルーム	名古屋市中区栄三丁目18番 1 号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 136 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市港サッカー場	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市港プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市熱田プール	東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号 シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石 崎 健 太
名古屋市楠プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市南陽プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市富田プール	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 138 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市名城庭球場	名古屋市北区名城一丁目3番3号 一般社団法人名古屋ローンテニス倶楽部 会長 天 野 源 之

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4年第 139 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市青少年交流プラザ	名古屋市中村区名駅四丁目 4番10号 トヨタエンタプライズ・ShoPro共同事業体 代表者 牧 野 武

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4年第 140 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市とだがわこどもランド	名古屋市北区清水四丁目17番 1号 社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会 会長 河 内 尚 明

2 指定の期間 令和 5年 4月 1日から令和10年 3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市東図書館	東京都調布市調布ヶ丘 3 丁目 6 番地 3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山 田 智 治
名古屋市中村図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市富田図書館	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目30番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市守山図書館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市志段味図書館	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子

名古屋市緑図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市徳重図書館	東京都文京区大塚三丁目1番1号 名古屋TRC・長谷工グループ 代表者 谷 一 文 子
名古屋市名東図書館	東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 山 田 智 治
名古屋市天白図書館	大阪府中央区北浜東1番20号 ナカバヤシ株式会社 代表取締役 湯 本 秀 昭

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 11 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中村生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市熱田生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市中川生涯学習センター	愛知県豊田市松ヶ枝町 3 丁目 30 番地 ホームックス株式会社 代表取締役 餅 原 幹 也
名古屋市港生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦
名古屋市南生涯学習センター	名古屋市南区東又兵ヱ町 5 丁目 1 番地の 16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河 野 和 彦

名古屋市緑生涯学習センター（分館を除く。）	名古屋市中区栄一丁目16番6号 シンコーグループ 代表者 持田 誠
名古屋市名東生涯学習センター	名古屋市南区東又兵衛町5丁目1番地の16 公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会 理事長 河野 和彦
名古屋市天白生涯学習センター	名古屋市中区栄一丁目16番6号 シンコーグループ 代表者 持田 誠

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

（理 由）

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 143 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市農業センター	名古屋市中区錦二丁目19番11号 未来農業共同事業体 代表者 小 林 廣 人

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和15年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 144 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市農業文化園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 チームYMO 代表者 千 田 博 之

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
東山公園展望塔	愛知県刈谷市桜町 3 丁目 3 番地 サンエイ株式会社 代表取締役 川 瀬 廣 正
荒子川公園の公園施設 (市長の定めるものに限る。)	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・大島造園土木グループ 代表者 千 田 博 之
庄内緑地の公園施設 (市長の定めるものに限る。)	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 名古屋市みどりの協会・ミズノグループ 代表者 千 田 博 之
白鳥公園の公園施設 (市長の定めるものに限る。)	名古屋市瑞穂区中山町 6 丁目 3 番地の 2 しろとりの杜グループ 代表者 岩 間 紀久裕
稲永公園野鳥観察館	名古屋市港区新船町 1 丁目 1 番地 東海・稲永ネットワーク 代表者 小 山 了

戸田川緑地の公園施設 (市長の定めるものに限る。)	名古屋市昭和区鶴舞一丁目1番166号 チームYMO 代表者 千 田 博 之
------------------------------	---

2 指定の期間

- (1) 戸田川緑地の公園施設（市長の定めるものに限る。）

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

- (2) (1) 以外の施設

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 146 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市みどりが丘公園	名古屋市昭和区鶴舞一丁目 1 番 166 号 みどりの風グループ 代表者 千 田 博 之

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 147 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市中小企業振興 会館	名古屋市千種区吹上二丁目 6 番 3 号 中小企業振興会館マネジメントグループ 代表者 下 山 浩 司

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 148 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 た か し

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋国際センター	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号 公益財団法人名古屋国際センター 理事長 古 川 直 樹

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和4年第149号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民会館	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者 大 田 芳 男

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 150 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市芸術創造センター	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市西文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市港文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市名東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市北文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市緑文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝

名古屋市東文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市熱田文化小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝
名古屋市昭和 cultura 小劇場	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝

2 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 152 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市音楽プラザ	東京都渋谷区代々木五丁目40番13号 共立・名古屋共立共同事業体 代表者 大 田 芳 男

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 153 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 11 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市民ギャラリー 矢田	名古屋市中区栄三丁目18番1号 公益財団法人名古屋市文化振興事業団 理事長 杉 山 勝

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 154 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市旧川上貞奴邸	東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 アクティオ株式会社 代表取締役社長 淡 野 文 孝

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市文化のみち榎木館	名古屋市千種区内山一丁目1番8号 株式会社COSMO CONSULTANT 代表取締役 脇 田 義 久

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

令和 4 年第 156 号議案

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市揚輝荘	名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 城山・覚王山歴史文化の杜まちづくり共同体 代表者 馬 淵 幸 男

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和10年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 11 月 18 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市港防災センタ ー	東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 丹青社・コニックス共同事業体 代表者 高 橋 貴 志

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

指定管理者の指定について

下記要項により、指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市営久屋駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小 林 昌 弘
名古屋市営大須駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小 林 昌 弘
名古屋市営古沢公園駐車場	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号 名鉄協商グループ 代表者 小 林 昌 弘

2 指定の期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

(理 由)

この案を提出したのは、指定管理者を指定する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

公立大学法人名古屋市立大学定款の変更について

平成17年第 145 号議決（平成17年 7 月 8 日議決）により定めた公立大学法人名古屋市立大学定款について、その内容の一部を下記のとおり変更するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

第 7 条中「区役所並びに」を削る。

第20条第 2 項中「27人」を「29人」に改める。

別表 1 土地の表に次のように加える。

24	名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番 3	宅地	266. 41
25	名古屋市緑区潮見が丘一丁目77番	宅地	4, 125. 82
26	名古屋市緑区潮見が丘一丁目78番	宅地	4, 102. 49

別表 2 建物の表に次のように加える。

12	名古屋市緑区潮見が丘一丁目48番地 3、77番地及び78番地	附属病院（本館）	鉄筋コンクリート造地下 1 階付 5 階建
		附属病院（南館）	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階付 6 階建
		附属病院（北館）	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階付 5 階建
		附属棟	鉄筋コンクリート造 2 階建
		院内保育所	鉄筋コンクリート造平家建

附 則

変更後の公立大学法人名古屋市立大学定款は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市立緑市民病院及び厚生院附属病院の市立大学病院化等に伴い、規定を整備する必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}} \right)$

公立大学法人名古屋市立大学定款（抜すい）

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、名古屋市役所及び $\frac{\text{区役所並びに}}$ 法人の掲示場に掲示して行う。

（設置及び構成）

第20条 （略）

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員 $\frac{29人}{27人}$ 以内をもって構成する。

(1) }
5 } (略)
(6) }

3 }
4 } (略)

(参考 2)

参 照 条 文

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）抜すい

（定款）

第 8 条 （略）

2 定款の変更は、設立団体（設立団体の数を増加させる場合における定款の変更にあつては、設立団体及び加入設立団体（新たに設立団体となる地方公共団体をいう。以下同じ。））の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 }
4 } （略）

（設立の認可等の特例）

第80条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標の変更について

平成29年第158号議決（平成29年12月8日議決）により定めた公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標について、その内容の一部を下記のとおり変更するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

前文のうち第4項の1中「及び総合生命理学の全七学部」を「・総合生命理学及びデータサイエンスの全八学部」に改める。

Ⅱの第5の1中「高度かつ先進的で」を「附属病院群が一体となり、高度かつ先進的で」に改める。

別表中

「

総合生命理学部

を
」

「

総合生命理学部
データサイエンス学部

に改める。
」

（理 由）

この案を提出したのは、公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標を変更する場合において、あらかじめ議会の議決を経る必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 $\left(\frac{\text{変更後}}{\text{変更前}}\right)$

公立大学法人名古屋市立大学第三期中期目標（抜すい）

前文 大学の基本的な理念 全ての市民が誇りに思う・愛着の持
てる大学をめざす

- 1 名古屋市立大学は、医・薬・看護・経済・人文社会・芸術工学及び総合生
命理学及びデータサイエンスの全 $\frac{\text{八学部}}{\text{七学部}}$ を有する総合大学としての特性を活
かして、分野横断的な知を修得させ、主たる専門分野のみならず、連関する
分野への志向性と幅広い知見を養う教育を行う。これらの教育を通じて上質
かつ豊かな感性で社会と向き合う力を育み、地域社会と国際社会に貢献し、
次世代をリードできる優れた人材を輩出する。

2 }
3 } (略)

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

第5 附属病院に関する目標

- 1 附属病院群が一体となり、高度かつ先進的で、高い技術を要する医療に積
極的に取り組み、安全安心で最高水準の開かれた医療を提供するとともに、
新しい医療を創出する研究中核拠点として、大学病院が果たすべき機能を追
求する。

2 }
3 } (略)
5 }

(参考 2)

参 照 条 文

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）抜すい

（中期目標）

第25条 （略）

2 （略）

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期目標等の特例）

第78条 （略）

2 （略）

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 （略）

令和 4 年第 161 号議案

当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）により、令和5年度において当せん金付証票を下記のとおり発売するものとする。

令和4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

1 発 売 総 額 300 億円以内

（理 由）

この案を提出したのは、公共事業等の財源に充てるため、当せん金付証票を発売する必要があるによる。

令和 4 年第 162 号議案

事業変更に対する同意について

昭和40年第 107 号議決（昭和40年 5 月28日議決）に基づき同意した、愛知県道路公社施行の県道名古屋半田線の一部を改築し、料金を徴収する事業について、その内容の一部を別紙のとおり変更すること並びに平成26年第 126 号議決（平成26年12月10日議決）に基づき同意した、愛知県道路公社施行の県道名古屋半田線、県道半田南知多公園線、県道碧南半田常滑線及び県道中部国際空港線（知多横断道路）並びに県道中部国際空港線（中部国際空港連絡道路）を一の道路として料金を徴収する事業について、その内容の一部を別紙のとおり変更することに同意するものとする。

令和 4 年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

（理 由）

この案を提出したのは、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第16条第 2 項の規定により、愛知県道路公社の事業変更の申出に同意することについて、議決を経る必要があるによる。

別 紙

愛知県道路公社から同意を求められた事業の変更事項

県道名古屋半田線

工事予算

変更前 52,028,083,029円

変更後 56,832,173,623円

県道名古屋半田線、県道半田南知多公園線、県道碧南半田常滑線及び県道中部国際空港線（知多横断道路）並びに県道中部国際空港線（中部国際空港連絡道路）

工事方法

変更後 道路施設の安全性・利便性などの機能向上に資する事業

工事予算

変更後 10,000,117,254円

料金

変更前

障害者割引については、以下のとおりとする。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された以下の自動車については、現金又はETCカード（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速

道路株式会社が公告したETCシステム利用規程（平成24年12月6日。以下「ETCシステム利用規程」という。）第2条第1号に規定するETCカードをいう。以下同じ。ただし、障害者割引においては、愛知県道路公社との契約に基づきETCカードを発行する者から貸与を受けたETCカードに限る。）で徴収する料金の割引率を5割以下とする。

また、ETCシステム（省令第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）の整備がなされている料金所においては、上記の手続とあわせてETCカードと車載器（ETCシステム利用規程第2条第1号に規定する車載器をいう。以下同じ。）をともに使用する自動車のうち、本割引措置適用のために事前に登録された対象障害者本人名義のETCカード（対象障害者1人につき1枚に限り、対象障害者が未成年で本人以外の者の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、その親権者又は後見人名義のETCカードを含む。）及び車載器を使用する以下の自動車については、無線通信により徴収する料金の割引率を5割以下とする。

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載されているもので、乗車定員10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500 kg以下のもの。以下障害者割引において同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。以下障害者割引において同じ。）又は二輪自動車（総排気量が125 ccを超えるもの。以下障害者割引において同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹

及びその配偶者並びに同居の親族等。以下同じ。)が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者1人につき1台に限る。)。ただし、営業用の自動車(割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。以下同じ。)を除く。

- ロ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(15才未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該15才未満の者)のうち、下表の左欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を有する者及び同表の左欄に掲げる障害を2以上有し、その障害の総合の程度が同表の右欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について(昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知)」の第3の1(1)に規定する「重度」に該当する者(以下「重度障害者」という。)が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するもの(自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。)、又はこれらの者がこれ

らの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であって、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者1人につき1台に限る。）。ただし、営業用の自動車を除く。

障 害 の 区 分			障 害 の 程 度
視 覚 障 害			1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1
聴 覚 障 害			2 級及び 3 級
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由		1 級、 2 級の 1 及び 2 級の 2
	下 肢 不 自 由		1 級、 2 級及び 3 級の 1
	体 幹 不 自 由		1 級から 3 級までの各級
	乳幼児期以前 の非進行性の 脳病変による 運動機能障害	上肢機能障害	1 級及び 2 級（1 上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
		移動機能障害	1 級から 3 級までの各級（1 下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
内 部 障 害	心臓機能障害		1 級から 4 級までの各級
	じん臓機能障害		1 級から 4 級までの各級
	呼吸器機能障害		1 級から 4 級までの各級
	ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級から 3 級までの各級
	小腸機能障害		1 級から 4 級までの各級
	ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		1 級から 4 級までの各級
	肝臓機能障害		1 級から 4 級までの各級

変更後

障害者割引については、以下のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村のほか公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の①又は②の要件を満たすものとして、公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車

- ① 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で公社が別に定めるもの
- ② 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第3に定める障害の程度に基づき公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、公社が別に定めるもの

なお、上記自動車がETCシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。）第1条に規定する有料道路自動料金収受システムをいう。以下同じ。）を利用して無線通信により通行料金の支払

を行おうとする場合は、公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード（公社との契約に基づきE T Cカード（省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」という。）が公告したE T Cシステム利用規程（以下「E T Cシステム利用規程」という。）第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたE T Cカードをいう。）又はE T Cパーソナルカード（六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう。）と車載器（E T Cシステム利用規程第3条第1号に規定する車載器をいう。）をともに使用する場合に限る。

また、上記①又は②の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、公社が別に定めるものについては、公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

料金の割引率は、5割以下とする。

ハ 適用時期

公社が別に定める日から適用する。

(参考 1)

参 照 条 文

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）抜すい

（地方道路公社の行う一般国道等の新設又は改築）

第10条 地方道路公社は、一般国道（その新設又は改築が当該一般国道の存する地域の利害に特に関係があると認められるものに限る。）、都道府県道又は市町村道（これらの道路のうち、第12条第1項に規定する道路網を構成している道路を除き、高速道路以外の道路にあつては当該道路の通行者又は利用者がその通行又は利用により著しく利益を受けるものに限る。）について、道路法第12条、第15条、第16条第1項若しくは第2項本文、第17条第1項から第3項まで若しくは第88条第2項の規定又は同法第16条第2項ただし書若しくは第19条第1項の規定に基づき成立した協議（同法第16条第4項又は第19条第4項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 工事方法及び工事予算

(3) }
 } (略)
(6) }

3 (略)

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号、第5号又は第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 }
6 } (略)
7 }

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例)

第11条 地方道路公社は、前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けて料金を徴収している2以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

(1) 当該2以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

(2) 当該2以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 料金

(3) (略)

3 (略)

4 地方道路公社は、第1項の許可を受けた後、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5 }
6 } (略)

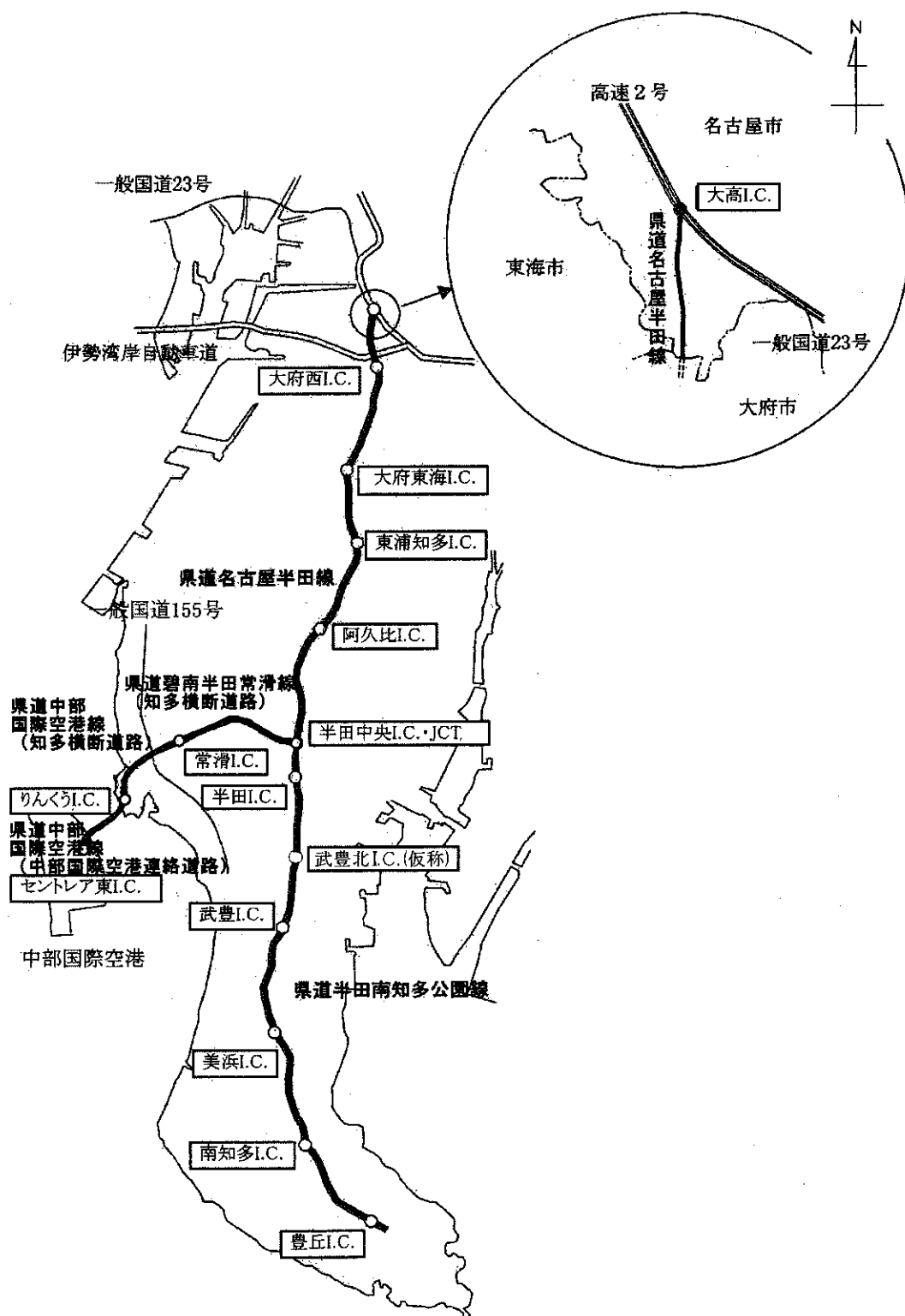
(道路管理者の同意等)

第16条 地方道路公社は、第10条第1項の許可、第11条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）、第12条第1項の許可、第13条第1項の認可又は前条第1項の許可（同条第4項の許可を含む。以下同じ。）を受けようとするときは、あらかじめ、当該許可又は認可に係る道路の道路管理者（

国土交通大臣である道路管理者を除く。)の同意を得なければならない。

- 2 道路管理者は、前項の同意をしようとするとき（第12条第2項第2号の工
事実施計画又は第13条第2項第2号の料金若しくは同項第3号の料金の徴収
期間について同意をしようとするときを除く。）は、あらかじめ、道路管理
者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(参考 2) 参考図



令和4年第163号議案

名古屋市個人情報保護条例の制定について

名古屋市個人情報保護条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年11月18日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市個人情報保護条例

名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 個人情報の保護に関する法律の施行等

第1節 総則（第2条）

第2節 個人情報の保護に関する法律の施行（第3条―第11条）

第3節 審査請求（第12条）

第4節 名古屋市個人情報保護審議会（第13条―第23条）

第5節 雑則（第24条・第25条）

第3章 名古屋市会における個人情報の保護

第1節 総則（第26条）

第2節 個人情報等の取扱い（第27条・第28条）

第3節 個人情報ファイル簿（第29条）

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示（第30条—第44条）

第2款 訂正（第45条—第52条）

第3款 利用停止（第53条—第59条）

第4款 審査請求（第60条—第62条）

第5節 保有個人情報の適正かつ効果的な活用（第63条）

第6節 雑則（第64条—第69条）

第4章 罰則（第70条—第75条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、名古屋市会（以下「市会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、市会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を求める個人の権利を明らかにすることにより、市会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

2 この条例において「個人情報」とは、法第2条第1項に規定する個人情報をいう。

第2章 個人情報の保護に関する法律の施行等

第1節 総則

（定義）

第2条 この章及び次章において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに本市が設立した地方独立行政法人をいう。

2 前項に定めるもののほか、この章における用語の意義は、法の例による。

第2節 個人情報の保護に関する法律の施行

(本人の数が少数である個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイル（同項第1号から第8号まで又は第10号に該当するものを除く。）について、規則で定めるところにより、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

2 法第75条（同条第2項第1号及び第5項を除く。）の規定は、前項の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表について準用する。

(開示請求書の記載事項)

第4条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、開示の実施の方法に関し規則で定める事項を記載することができる。

(開示決定等の期限及びその特例)

第5条 実施機関が開示決定等をする場合における次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 法第83条第1項の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは、「14日」とする。

(2) 法第84条の規定の適用については、同条中「60日」とあるのは、「44日」とする。

(開示請求に係る手数料及び費用)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付（電磁的記録にあつては、これに準ずる方法であつて同項の規定により実施機関が定めるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求権及び利用停止請求権)

第7条 実施機関に対する訂正請求及び利用停止請求についての法第5章第4節第2款及び第3款の規定の適用については、法第90条第1項中「保有個人情報（次に掲げるものに限る。第98条第1項において同じ。）」とあり、並びに法第91条第1項第2号及び法第99条第1項第2号中「保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報」とあるのは「保有個人情報」とし、

法第90条第1項各号及び第3項並びに法第98条第3項の規定は、適用しない。

2 法第81条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。

(理由付記等)

第8条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないとき（法第81条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示請求者に対し、法第82条各項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する事由が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定があった日から1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を開示請求者に通知するものとする。

3 第1項前段の規定は、訂正決定等及び利用停止決定等について準用する。

(簡易な手続による保有個人情報の提供)

第9条 何人も、実施機関があらかじめ簡易な手続により提供すると定めた保有個人情報（特定個人情報であるものを除く。）であって自己を本人とするものについては、別に定めるところにより提供を受けることができる。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第10条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

(2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定によ

り納付しなければならない手数料の額と同一の額

- (2) 法第 115 条（法第 118 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者
12,600円

（審議会への諮問等）

第11条 実施機関（第 1 号及び第 2 号に掲げる場合にあつては、本市が設立した地方独立行政法人を除く。）は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、名古屋市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- (1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

- (2) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次章において「番号利用法」という。）第27条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価を実施する場合

2 実施機関は、規則で定めるところにより、その行った個人情報の取扱いについて、名古屋市個人情報保護審議会に報告することができる。

第 3 節 審査請求

（審査請求をすべき機関）

第12条 法第 106 条第 1 項に規定する審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関に対してするものとする。

- (1) 実施機関が本市が設立した地方独立行政法人である場合 当該地方独立行政法人
(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長

第 4 節 名古屋市個人情報保護審議会

（審議会）

第13条 市長の附属機関として、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、実施機関又は議長（以下この節において「実施機関等」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を当該実施機関等に答申する。

(1) 第11条第1項（第67条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により諮問された事項

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項又はこの条例第61条第1項の規定により諮問された事項

3 審議会は、第11条第2項（第67条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により報告を受けた事項その他個人情報保護制度の運営に関して報告を受けた事項について、実施機関等に対して意見を述べることができる。

（組織）

第14条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

（委員）

第15条 委員は、個人情報保護制度について学識経験を有し、公正かつ公平な判断を行うことができる者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（専門委員）

第16条 専門委員は、学識経験のある者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 専門委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

3 前条第3項の規定は、専門委員について準用する。

（会長）

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(小委員会)

第18条 審議会は、必要に応じ、その指名する委員（その調査審議事項に係る専門委員を含む。）をもって構成する小委員会に、第13条第2項各号に掲げる事項について調査審議させることができる。

(審議会の調査権限)

第19条 審議会（前条の規定により小委員会に審議させる場合にあっては小委員会。以下この節（第22条を除く。）において同じ。）は、第13条第2項第2号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認めるときは、実施機関等に対し、審査請求に係る保有個人情報（第61条第1項の規定により諮問された事項を調査審議する場合にあっては、第26条第1項に規定する保有個人情報。以下この条において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 実施機関等は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審議会は、必要があると認めるときは、実施機関等に対し、審査請求に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。
- 4 審議会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に定めるもののほか、必要があると認める場合には、第13条第2項第1号に掲げる事項に関し、実施機関等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(提出資料等の交付に係る手数料)

第20条 第12条及び第60条の審査請求についての行政不服審査法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

(調査審議手続の非公開)

第21条 第13条第2項第2号に掲げる事項に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第22条 審議会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第79条に定めるもののほか、答申書の写しを実施機関等に送付するものとする。

(委任)

第23条 この節に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5節 雑則

(運用状況の公表)

第24条 市長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況について市民に公表するものとする。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、法及びこの章の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 名古屋市会における個人情報の保護

第1節 総則

(定義)

第26条 この章及び次章において「保有個人情報」とは、市会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、市会事務局の職員が組織的に利用するものとして、市会が保有しているものをいう。ただし、市会行政文書（市会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下この章及び次章において同じ。）であって、市会事務局の職員が組織的に用いるものとして、市会が保有しているもの（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項各号に掲げるものに相当するものとして議長が定めるものを除く。）をいう。以下同じ。）に記録されている

ものに限る。

2 この章及び次章において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

3 この章において「特定個人情報」とは、番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

4 この章において「保有特定個人情報」とは、市会事務局の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、市会事務局の職員が組織的に利用するものとして、市会が保有しているものをいう。ただし、市会行政文書に記録されているものに限る。

5 この章において「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、個人情報について「本人」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」、「個人関連情報」、「独立行政法人等」及び「地方独立行政法人」の意義は、それぞれ法第2条に定めるところによる。

第2節 個人情報等の取扱い

(市会における個人情報等の取扱い)

第27条 市会における個人情報、仮名加工情報、匿名加工情報又は個人関連情報の取扱いについては、この章及び次章に定めるもののほか、法第5章第2節（法第68条第1項を除く。）及び法第123条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第61条、第62条、第69条第4項並びに第123条第2項及び第3項	行政機関等	市会
第63条	行政機関の長（第2条第8	市会

	項第4号及び第5号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第174条において同じ。）、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）	
第64条、第65条、第69条第1項並びに第73条第1項、第3項及び第4項	行政機関の長等	市会
第66条第1項、第69条第4項、第70条から第72条まで及び第73条第2項	行政機関の長等	議長
第66条第2項	次の各号に掲げる者が当該各号に定める	市会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が当該委託を受けた
第67条	行政機関等の	市会事務局の
	前条第2項各号に定める	前条第2項の委託を受けた
	行政機関等に	市会に
	第176条	名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第 号）第71条

第68条第2項	前項に規定する場合には、 行政機関の長等は	保有個人情報の漏えい、 滅失、毀損その他の保 有個人情報の安全の確 保に係る事態であって 個人の権利利益を害す るおそれが大きいもの として議長が定めるも のが生じたときは、議 長は
	個人情報保護委員会規則で	その
第68条第2項第2号	第78条第1項各号	名古屋市個人情報保護 条例第32条各号
第69条第2項	行政機関の長等は、	市会は、議長が
第69条第2項第2号	行政機関等が法令の定める 所掌事務又は業務	市会が法令の規定によ りその権限に属する事 務
第69条第4項	特定の部局若しくは機関	市会事務局の特定の課
第71条、第73条第4 項並びに第123条第 1項及び第3項	個人情報保護委員会規則で	議長が
第73条第1項	第128条	名古屋市個人情報保護 条例第66条
第73条第5項	行政機関の長等から	市会に係る
第123条第1項	行政機関等は	市会は
第123条第4項	行政機関等から	市会に係る

(保有特定個人情報に関する利用及び提供の制限)

第28条 保有特定個人情報に関しては、前条において読み替えて準用する法第69条第2項第2号から第4号まで及びこの条例第42条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

前条において読み替えて準用する法第69条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
前条において読み替えて準用する法第69条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
前条において準用する法第69条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第53条第1項第1号	又は第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）（これらの規定を第28条の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2

		条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第53条第1項第2号	第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項	番号利用法第19条

第3節 個人情報ファイル簿

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第29条 議長は、その定めるところにより、市会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下この節において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
 - (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
 - (3) 個人情報ファイルの利用目的
 - (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第3号において「記録範囲」という。）
 - (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
 - (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
 - (7) 記録情報を市会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
 - (8) 次条第1項、第45条第1項又は第53条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
 - (9) 第45条第1項ただし書又は第53条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
- (1) 市会の議員若しくは議員であった者又は市会事務局の職員若しくは職員

であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う市会事務局の職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

(2) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

(3) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(4) 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(6) 市会事務局の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

(7) 前各号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4節 開示、訂正及び利用停止

第1款 開示

（開示請求権）

第30条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、市会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人

(以下この節において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この節及び第65条において「開示請求」という。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第31条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(次項及び第4項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている市会行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 開示請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、開示の実施の方法に関し議長が定める事項を記載することができる。

3 第1項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

4 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下この節において「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第32条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下この章において「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第30条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第40条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の

記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令（条例を含む。以下この節において同じ。）の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 市会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第36条各項の決定（以下この節において「開示決定等」という。）をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 議長が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ウ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

エ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

オ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

カ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

キ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第33条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる

ときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第34条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第35条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第36条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第27条において準用する法第62条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第37条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

い。ただし、第31条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第38条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

- 2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

（理由付記等に係る規定の準用）

第39条 第8条第1項及び第2項の規定は、議長が開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないとき（第35条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）について準用する。この場合において、第8条第1項中「法第82条各項」とあるのは、「第36条各項」と読み替えるものとする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第40条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第61条第2項第3号及び第62条において「第三者」という。）に関する情報が含まれていると

きは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第36条第1項の決定（以下この節において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第32条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第34条の規定により開示しようとするとき。

- 3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第61条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第41条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

- 2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定

めを一般の閲覧に供しなければならない。

- 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他の議長が定める事項を申し出なければならない。
- 4 前項の規定による申出は、第36条第1項に規定する通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第42条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(簡易な手続による保有個人情報の提供に係る規定の準用)

第43条 第9条の規定は、市会における保有個人情報の提供について準用する。

(費用の負担)

第44条 第41条第1項の規定により写しの交付（電磁的記録にあっては、これに準ずる方法であって同項の規定により議長が定めるものを含む。）を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2款 訂正

(訂正請求権)

第45条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この節において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この節及び

第65条において「訂正請求」という。)をすることができる。

(訂正請求の手続)

第46条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「訂正請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

- (1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあっては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この節において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第47条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(保有個人情報の存否に関する情報に係る規定の準用)

第48条 第35条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する措置)

第49条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないとき(前条において準用する第35条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第8条第1項前段の規定は、議長が訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないとき(前条において準用する第35条の規定により訂正請求を拒否するとき、及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないと

きを含む。)について準用する。この場合において、同項中「法第82条各項」とあるのは、「第49条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

(訂正決定等の期限)

第50条 前条第1項又は第2項の決定(以下この節において「訂正決定等」という。)は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第46条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第51条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第52条 議長は、第49条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3款 利用停止

(利用停止請求権)

第53条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利

用の停止、消去又は提供の停止（以下この節において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第27条において読み替えて準用する法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第27条において読み替えて準用する法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第27条において読み替えて準用する法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第27条において読み替えて準用する法第69条第1項及び第2項又は法第71条第1項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この節及び第65条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

（利用停止請求の手續）

第54条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この節において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の利用停止義務）

第55条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、市会における個人情報の適正な取扱いを確保する

ために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（保有個人情報の存否に関する情報に係る規定の準用）

第56条 第35条の規定は、利用停止請求について準用する。

（利用停止請求に対する措置）

第57条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないとき（前条において準用する第35条の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 第8条第1項前段の規定は、議長が利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしないとき（前条において準用する第35条の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）について準用する。この場合において、同項中「法第82条各項」とあるのは、「第57条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

（利用停止決定等の期限）

第58条 前条第1項又は第2項の決定（以下この節において「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第54条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期

間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第59条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4款 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第60条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第61条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審議会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問したときは、議長は、次に掲げる者に対し、諮問を

した旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
 - (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
 - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- （第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第62条 第40条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5節 保有個人情報の適正かつ効果的な活用

第63条 議長は、行政機関等匿名加工情報（法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。）の提供が、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな市民生活の実現に資するものであることに鑑み、保有個人情報の適正かつ効果的な活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

第6節 雑則

（適用除外等）

第64条 保有個人情報のうち、実施機関が保有していたとしたならば次の各号に掲げる規定が適用されないこととなるものについては、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 法第5章の規定 この章（この項を除く。）の規定
- (2) 法第5章第4節の規定 この章第4節の規定

2 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する市会行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人

情報を検索することが著しく困難であるものは、第4節（第4款を除く。）の規定の適用については、市会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第65条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第66条 議長は、市会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審議会への諮問等に係る規定の準用）

第67条 第11条（第1項第1号を除く。）の規定は、市会における個人情報の取扱いについて準用する。この場合において、同条第1項中「実施機関（第1号及び第2号に掲げる場合にあっては、本市が設立した地方独立行政法人を除く。）」とあるのは「議長」と、同項第2号中「実施機関」とあるのは「市会」と、同条第2項中「実施機関は、規則で」とあるのは「議長は、その」と読み替えるものとする。

（施行の状況の公表）

第68条 議長は、毎年1回、個人情報保護制度の運用状況について市民に公表するものとする。

（委任）

第69条 この章に定めるもののほか、この章の規定の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

第4章 罰則

第70条 第15条第3項（第16条第3項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第71条 市会事務局の職員若しくは職員であった者、第27条において読み替えて準用する法第66条第2項若しくは第27条において読み替えて準用する法第

73条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は市会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第26条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第72条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第73条 市会事務局の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第74条 第70条から前条までの規定は、市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第75条 偽りその他不正の手段により、第36条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の名古屋市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条、第16条の2、第17条第3項及び第64条第3項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

- (2) この条例の施行前において旧条例第16条の2に規定する派遣労働者であった者
 - (3) この条例の施行前において旧条例第17条第2項に規定する受託業者等であった者又は同条第3項に規定する受託業務に従事していた者
 - (4) この条例の施行前において旧条例第64条第2項に規定する指定管理者等であった者又は同条第3項に規定する指定管理業務に従事していた者
- 2 施行日前に旧条例第18条、第33条又は第41条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第2号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び消去・利用停止については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧条例第48条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の規定により審査請求を受けた旧実施機関は、同条第3項各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審議会に諮問しなければならない。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第 号）附則第2条第3項」と、旧条例第49条中「前条第3項」とあるのは「名古屋市個人情報保護条例附則第2条第3項」とする。
- 4 施行日前に旧条例第51条第1項の規定により置かれた名古屋市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなす。
- 5 旧審議会の委員であった者に係る旧条例第52条第4項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第72条第2項に規定する個人情報データファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 7 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己

若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

8. この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(名古屋市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第3条 名古屋市行政不服審査法施行条例（平成28年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加える。

(名古屋国際センター条例の一部改正)

第4条 名古屋国際センター条例（昭和59年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市男女平等参画推進センター条例の一部改正)

第5条 名古屋市男女平等参画推進センター条例（平成15年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例の一部改正)

第6条 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例（令和2年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市東山公園テニスセンター条例の一部改正)

第7条 名古屋市東山公園テニスセンター条例（令和2年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市民会館条例の一部改正)

第8条 名古屋市民会館条例（昭和47年名古屋市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市公会堂条例の一部改正)

第9条 名古屋市公会堂条例（昭和31年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市青少年文化センター条例の一部改正）

第10条 名古屋市青少年文化センター条例（平成8年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市芸術創造センター条例の一部改正）

第11条 名古屋市芸術創造センター条例（昭和58年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市文化小劇場条例の一部改正）

第12条 名古屋市文化小劇場条例（平成3年名古屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市音楽プラザ条例の一部改正）

第13条 名古屋市音楽プラザ条例（平成8年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市演劇練習館条例の一部改正）

第14条 名古屋市演劇練習館条例（平成7年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市民ギャラリー条例の一部改正）

第15条 名古屋市民ギャラリー条例（平成3年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

（名古屋市短歌会館条例の一部改正）

第16条 名古屋市短歌会館条例（昭和39年名古屋市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市東山荘条例の一部改正)

第17条 名古屋市東山荘条例（昭和43年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

(名古屋市民御岳休暇村条例の一部改正)

第18条 名古屋市民御岳休暇村条例（昭和47年名古屋市条例第82号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市地区会館条例の一部改正)

第19条 名古屋市地区会館条例（昭和56年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市コミュニティセンター条例の一部改正)

第20条 名古屋市コミュニティセンター条例（昭和57年名古屋市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項を削る。

(名古屋市南陽交流プラザ条例の一部改正)

第21条 名古屋市南陽交流プラザ条例（平成25年名古屋市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市青少年交流プラザ条例の一部改正)

第22条 名古屋市青少年交流プラザ条例（平成18年名古屋市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市旧川上貞奴邸条例の一部改正)

第23条 名古屋市旧川上貞奴邸条例（平成16年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市文化のみち榎木館条例の一部改正)

第24条 名古屋市文化のみち榎木館条例（平成20年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市揚輝荘条例の一部改正）

第25条 名古屋市揚輝荘条例（平成24年名古屋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項を削る。

（名古屋市国際展示場条例の一部改正）

第26条 名古屋市国際展示場条例（昭和48年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市中心企業振興会館条例の一部改正）

第27条 名古屋市中心企業振興会館条例（昭和58年名古屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

（名古屋国際会議場条例の一部改正）

第28条 名古屋国際会議場条例（平成元年名古屋市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋能楽堂条例の一部改正）

第29条 名古屋能楽堂条例（平成8年名古屋市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市農業センター条例の一部改正）

第30条 名古屋市農業センター条例（令和4年名古屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市東谷山フルーツパーク条例の一部改正）

第31条 名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市農業文化園条例の一部改正)

第32条 名古屋市農業文化園条例（平成元年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市都市公園条例の一部改正)

第33条 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第3項を削る。

(名古屋市緑化センター条例の一部改正)

第34条 名古屋市緑化センター条例（昭和55年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市総合社会福祉会館条例の一部改正)

第35条 名古屋市総合社会福祉会館条例（昭和57年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市児童福祉施設条例の一部改正)

第36条 名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市とだがわこどもランド条例の一部改正)

第37条 名古屋市とだがわこどもランド条例（平成8年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市老人福祉施設条例の一部改正)

第38条 名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市老人いこいの家条例の一部改正)

第39条 名古屋市老人いこいの家条例（昭和45年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

（名古屋市鯉城学園条例の一部改正）

第40条 名古屋市鯉城学園条例（平成8年名古屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市高齢者就業支援センター条例の一部改正）

第41条 名古屋市高齢者就業支援センター条例（平成9年名古屋市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

（名古屋市障害者スポーツセンター条例の一部改正）

第42条 名古屋市障害者スポーツセンター条例（昭和56年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正）

第43条 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例（平成元年名古屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

（名古屋市重症心身障害児者施設条例の一部改正）

第44条 名古屋市重症心身障害児者施設条例（平成25年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

（名古屋市保護施設条例の一部改正）

第45条 名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

（名古屋市立霊園・斎場条例の一部改正）

第46条 名古屋市立霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号）の一部を

次のように改正する。

第24条第4項を削る。

(名古屋市みどりが丘公園条例の一部改正)

第47条 名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項を削る。

(名古屋市営路外駐車場条例の一部改正)

第48条 名古屋市営路外駐車場条例（昭和41年名古屋市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

(名古屋市営金城ふ頭駐車場条例の一部改正)

第49条 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例（平成28年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

(名古屋市バスターミナル条例の一部改正)

第50条 名古屋市バスターミナル条例（平成14年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項を削る。

(名古屋市久屋大通公園条例の一部改正)

第51条 名古屋市久屋大通公園条例（平成29年名古屋市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項を削る。

(名古屋市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正)

第52条 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（平成21年名古屋市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項を削る。

(名古屋市有料自転車駐車場条例の一部改正)

第53条 名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

(名古屋市図書館条例の一部改正)

第54条 名古屋市図書館条例（昭和25年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削る。

(名古屋市生涯学習センター条例の一部改正)

第55条 名古屋市生涯学習センター条例（平成12年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

(名古屋市総合体育館条例の一部改正)

第56条 名古屋市総合体育館条例（昭和62年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市体育館条例の一部改正)

第57条 名古屋市体育館条例（昭和26年名古屋市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市スポーツトレーニングセンター条例の一部改正)

第58条 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（昭和58年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(名古屋市瑞穂公園条例の一部改正)

第59条 名古屋市瑞穂公園条例（昭和59年名古屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市港サッカー場条例の一部改正)

第60条 名古屋市港サッカー場条例（平成5年名古屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項を削る。

(名古屋市志段味スポーツランド条例の一部改正)

第61条 名古屋市志段味スポーツランド条例（昭和60年名古屋市条例第29号）

の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市プール条例の一部改正)

第62条 名古屋市プール条例（昭和23年名古屋市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市名城庭球場条例の一部改正)

第63条 名古屋市名城庭球場条例（昭和41年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項を削る。

(名古屋市女性会館条例の一部改正)

第64条 名古屋市女性会館条例（昭和53年名古屋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項を削る。

(名古屋市志段味古墳群歴史の里条例の一部改正)

第65条 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例（平成30年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項を削る。

(名古屋市港防災センター条例の一部改正)

第66条 名古屋市港防災センター条例（昭和56年名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項を削る。

(理 由)

この案を提出したのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱い等に関して必要な事項を定める必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案
現 行)

1 名古屋市行政不服審査法施行条例 (抜すい)

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 名古屋国際センター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 } (略)
3 }

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 名古屋市男女平等参画推進センター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 (略)

2 } (略)
3 }

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

4 名古屋市鶴舞公園多目的グラウンド条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

5 名古屋市東山公園テニスセンター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

6 名古屋市民会館条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

7 名古屋市公会堂条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

8 名古屋市青少年文化センター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

9 名古屋市芸術創造センター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

10 名古屋市文化小劇場条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

11 名古屋市音楽プラザ条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

12 名古屋市演劇練習館条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

13 名古屋市民ギャラリー条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

14 名古屋市短歌会館条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 （略）

2 }
3 } （略）

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

15. 名古屋市東山荘条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

16 名古屋市民御岳休暇村条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 (略)

2 }
3 } (略)

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

17 名古屋市地区会館条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

18 名古屋市コミュニティセンター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 (略)

2 (略)

3 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

19 名古屋市南陽交流プラザ条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

20 名古屋市青少年交流プラザ条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

21 名古屋市旧川上貞奴邸条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

22 名古屋市文化のみち榎木館条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

23 名古屋市揚輝荘条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

24 名古屋市国際展示場条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

25 名古屋市中小企業振興会館条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第11条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号)の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

26 名古屋国際会議場条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号)の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

27 名古屋能楽堂条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号)の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

28 名古屋市農業センター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

29 名古屋市東谷山フルーツパーク条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

30 名古屋市農業文化園条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

31 名古屋市都市公園条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第18条の4 （略）

2 （略）

- 3 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

32 名古屋市緑化センター条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 （略）

2 }
3 } （略）

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

33 名古屋市総合社会福祉会館条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 （略）

2 }
3 } （略）

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

34 名古屋市児童福祉施設条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

35 名古屋市とだがわこどもランド条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

36 名古屋市老人福祉施設条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第11条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

37 名古屋市老人いこいの家条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第6条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

38 名古屋市鯉城学園条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

39 名古屋市高齢者就業支援センター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

40 名古屋市障害者スポーツセンター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

41 名古屋市総合リハビリテーションセンター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

42 名古屋市重症心身障害児者施設条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第8条 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護

条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適

正に取り扱わなければならない。

第8条 }
第9条 } (略)
第9条 }
第10条 }

43 名古屋市保護施設条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護

条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適

正に取り扱わなければならない。

第6条 }
第7条 } (略)
第8条 }
第9条 }

44 名古屋市立霊園・斎場条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第24条 （略）

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

45 名古屋市みどりが丘公園条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第22条 (略)

2 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

46 名古屋市営路外駐車場条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

47 名古屋市営金城ふ頭駐車場条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

48 名古屋市バスターミナル条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 （略）

2 （略）

3 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

49 名古屋市久屋大通公園条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第7条 （略）

2 （略）

3 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

50 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 （略）

2 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

51 名古屋市有料自転車駐車場条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 （略）

- 2 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

52 名古屋市図書館条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第6条 （略）

- 2 }
3 } （略）

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

53 名古屋市生涯学習センター条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第14条 （略）

- 2 }
3 } （略）

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

54 名古屋市総合体育館条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第12条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

55 名古屋市体育館条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例

（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

56 名古屋市スポーツトレーニングセンター条例（抜すい）

（指定管理者が行う管理の基準）

第9条 （略）

2 }
3 } （略）

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

57 名古屋市瑞穂公園条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

58 名古屋市港サッカー場条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

59 名古屋市志段味スポーツランド条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 }
3 } (略)

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

60 名古屋市プール条例 (抜すい)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

61 名古屋市名城庭球場条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 (略)

2 }
3 } (略)

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

62 名古屋市女性会館条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

63 名古屋市志段味古墳群歴史の里条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に
取り扱わなければならない。

64 名古屋市港防災センター条例 (抜すい)

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 (略)

2 }
3 } (略)

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例
(平成17年名古屋市条例第26号) の定めるところにより、個人情報を適正に

取り扱わなければならない。

(参考 2)

参 照 条 文

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）抜すい 新

旧対照 ^(改正後)
_(改正前)

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(地方公共団体^{の機関}等が保有する個人情報の保護)

第12条 地方公共団体は、その^{機関が}保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする
ことに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする
ことに努めなければならない。

(手数料)

第89条 (略)

2 地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならない。

$\frac{3}{2}$ 前2項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

$\frac{4}{3}$ }
 } (略)
 $\frac{6}{5}$ }

7 地方独立行政法人に対し開示請求をする者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、第2項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

9 地方独立行政法人は、前2項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第107条 (略)
第106条

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、政令(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人にあっては、条例)で定めるところにより、行政不服審査法第4条の規定の特例を設けることができる。

第5款 条例との関係

第108条 この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

(手数料)

第119条 第115条
第117条 第113条 の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

2 前条第2項において準用する第115条
第113条 の規定により行政機関等匿名加工情

報の利用に関する契約を行政機関の長と締結する者は、政令で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

3 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

4 前条第 2 項において準用する第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、前項の政令で定める額を参酌して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならない。

$\frac{5}{3}$ 第 115 条 の規定（前条第 2 項において準用する場合を含む。第 8 項及び次条において同じ。）により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を独立行政法人等と締結する者は、独立行政法人等の定めるところにより、利用料を納めなければならない。

$\left. \begin{array}{l} \frac{6}{4} \\ \frac{7}{5} \end{array} \right\}$ (略)

8 第 115 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方独立行政法人と締結する者は、地方独立行政法人の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

9 前項の手数料の額は、実費を勘案し、かつ、第 3 項又は第 4 項の条例で定める手数料の額を参酌して、地方独立行政法人が定める。

10 地方独立行政法人は、前 2 項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

(地方公共団体に置く審議会等への諮問)

第 129 条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第 3 章第 3 節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

